

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成30年2月27日 |
| 【事業年度】 | 第6期(自平成28年12月1日至平成29年11月30日) |
| 【会社名】 | 株式会社マネーフォワード |
| 【英訳名】 | Money Forward, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長CEO 辻 庸介 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区芝五丁目33番1号 森永プラザビル本館17階 |
| 【電話番号】 | 03-6453-9160(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役執行役員CFO 金坂 直哉 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区芝五丁目33番1号 森永プラザビル本館17階 |
| 【電話番号】 | 03-6453-9160(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役執行役員CFO 金坂 直哉 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 |
|------------------------------|----------|----------|----------|----------|-----------|
| 決算年月 | 平成25年11月 | 平成26年11月 | 平成27年11月 | 平成28年11月 | 平成29年11月 |
| 売上高 (千円) | - | - | - | - | 2,899,548 |
| 経常損失 () (千円) | - | - | - | - | 834,315 |
| 親会社株主に帰属する 当期純損失 () (千円) | - | - | - | - | 842,814 |
| 包括利益 (千円) | - | - | - | - | 842,814 |
| 純資産額 (千円) | - | - | - | - | 4,011,742 |
| 総資産額 (千円) | - | - | - | - | 7,397,364 |
| 1株当たり純資産額 (円) | - | - | - | - | 208.24 |
| 1株当たり当期純損失金額 () (円) | - | - | - | - | 49.64 |
| 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円) | - | - | - | - | - |
| 自己資本比率 (%) | - | - | - | - | 54.0 |
| 自己資本利益率 (%) | - | - | - | - | 28.8 |
| 株価収益率 (倍) | - | - | - | - | 68.39 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (千円) | - | - | - | - | 498,750 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (千円) | - | - | - | - | 1,065,554 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (千円) | - | - | - | - | 4,608,618 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (千円) | - | - | - | - | 5,727,354 |
| 従業員数 (人) | - | - | - | - | 241 |
| (外、平均臨時雇用者数) | (-) | (-) | (-) | (-) | (45) |

(注) 1. 第6期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

4. 当社は、平成29年6月24日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額()を算出しております。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 |
|-------------------------|-----------|----------|-----------|-----------|------------|
| 決算年月 | 平成25年11月 | 平成26年11月 | 平成27年11月 | 平成28年11月 | 平成29年11月 |
| 売上高 (千円) | 3,550 | 76,133 | 441,700 | 1,542,178 | 2,899,472 |
| 経常損失 () (千円) | 106,903 | 548,389 | 1,133,819 | 882,592 | 776,191 |
| 当期純損失 () (千円) | 107,169 | 549,683 | 1,142,110 | 888,972 | 784,437 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (千円) | - | - | - | - | - |
| 資本金 (千円) | 331,722 | 359,222 | 1,880,986 | 2,290,990 | 3,350,697 |
| 発行済株式総数 (株) | | | | | |
| 普通株式 | 4,281 | 4,281 | 428,100 | 428,100 | 19,173,520 |
| 甲種類株式 | 640 | 640 | 64,000 | 64,000 | - |
| 乙種類株式 | 1,000 | 1,110 | 111,000 | 111,000 | - |
| 丙種類株式 | - | - | 120,400 | 120,400 | - |
| 丁種類株式 | - | - | 75,418 | 75,418 | - |
| 戊種類株式 | - | - | - | 34,167 | - |
| 純資産額 (千円) | 528,153 | 33,469 | 1,946,401 | 1,886,842 | 4,068,619 |
| 総資産額 (千円) | 542,625 | 152,996 | 2,512,848 | 3,091,105 | 7,407,884 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 1,241.96 | 44.96 | 105.42 | 154.45 | 211.28 |
| 1株当たり配当額 (円) | - | - | - | - | - |
| (うち1株当たり中間配当額) (円) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| 1株当たり当期純損失金額 (円) | 23,985.24 | 45.69 | 78.07 | 55.19 | 46.20 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円) | - | - | - | - | - |
| 自己資本比率 (%) | 97.3 | 21.9 | 77.0 | 60.4 | 54.7 |
| 自己資本利益率 (%) | - | - | - | - | - |
| 株価収益率 (倍) | - | - | - | - | 73.48 |
| 配当性向 (%) | - | - | - | - | - |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円) | - | 466,508 | 1,023,355 | 717,563 | - |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円) | - | 13,844 | 93,287 | 59,513 | - |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円) | - | 54,821 | 3,298,285 | 1,172,389 | - |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (千円) | - | 106,085 | 2,287,728 | 2,683,041 | - |
| 従業員数 (人) | 10 | 47 | 93 | 162 | 218 |
| (外、平均臨時雇用者数) | (1) | (5) | (14) | (34) | (42) |

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 第2期から第6期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

4. 第2期から第5期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 第2期から第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、かつ、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。また、第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

6. 第2期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、また、第6期については連結キャッシュ・フロー計算書を作成しているため、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 当社は、種類株式を発行してはありますが、その株式の内容より「普通株式と同等の株式」として取り扱っていることから、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額()の算定における期末株式数及び期中平均株式数には種類株式を含めております。
9. 第2期から第5期の1株当たり純資産額の算定に当たっては、種類株式に対する残余財産分配額を控除して算定しております。
10. 定款に基づき甲種類株式、乙種類株式、丙種類株式、丁種類株式及び戊種類株式の取得条項を行使したことにより、平成29年6月23日付で甲種類株式64,000株、乙種類株式111,000株、丙種類株式120,400株、丁種類株式75,418株及び戊種類株式34,167株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ64,000株、111,000株、120,400株、75,418株、34,167株交付しております。また、同日付で自己株式として保有する甲種類株式、乙種類株式、丙種類株式、丁種類株式及び戊種類株式をすべて消却しております。
11. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は()内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。
12. 第3期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。
なお、第2期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。
13. 当社は、平成26年12月15日付で株式1株につき100株の割合で、平成29年6月24日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額()を算出しております。

2【沿革】

| 年月 | 事項 |
|----------|--|
| 平成24年5月 | 東京都新宿区高田馬場においてマネーブック株式会社設立 |
| 平成24年12月 | 株式会社マネーフォワードに商号変更 自動家計簿・資産管理サービス『マネーフォワード』リリース |
| 平成25年3月 | 東京都渋谷区恵比寿に本社移転 |
| 平成25年11月 | 『マネーフォワード For BUSINESS』（現『MFクラウド会計・確定申告』）リリース |
| 平成25年12月 | お金のウェブメディア『マネトク』（現くらしの経済メディア『MONEY PLUS』）リリース |
| 平成26年2月 | 東京都港区三田に本社移転 |
| 平成26年5月 | 『MFクラウド請求書』リリース |
| 平成27年3月 | 『MFクラウド給与』リリース |
| 平成27年4月 | 『MFクラウド請求書』に新機能「自動入金消込機能」（現『MFクラウド消込』）リリース |
| 平成27年5月 | 東京都港区芝に本社移転 |
| 平成27年8月 | Fintech（注1）に関する調査・分析を行うマネーフォワードFintech研究所を設立 『MFクラウドマイナンバー』リリース |
| 平成27年10月 | 株式会社NTTデータと「Open Bank API」（注2）（注3）の共同検討開始 |
| 平成27年11月 | 金融機関利用者向け『マネーフォワード』（マネーフォワードfor ）リリース |
| 平成28年1月 | 『MFクラウド経費』リリース |
| 平成28年6月 | 「MFクラウド地方創生プロジェクト」を始動 |
| 平成28年9月 | 中小企業のITツールの活用を促進する一般社団法人Business IT推進協会を設立 |
| 平成28年12月 | 100%子会社として、株式会社 MF Alpha Lab（現・連結子会社）を設立 |
| 平成29年1月 | 『MFクラウドファイナンス』に商品掲載開始 |
| 平成29年3月 | 100%子会社として、MF KESSAI株式会社（現・連結子会社）を設立 |
| 平成29年4月 | 100%子会社として、MF HOSH0株式会社（現・連結子会社）を設立 |
| 平成29年9月 | 『しらたま』リリース 東京証券取引所マザーズに株式を上場 |
| 平成29年10月 | 子会社として、mirai talk株式会社（現・連結子会社）を設立 |
| 平成29年11月 | 株式会社クラビス（現・連結子会社）の発行済株式を100%取得し子会社化 |

（注1）Fintech

FinanceとTechnologyを組み合わせた概念で、金融領域におけるテクノロジーを活用したイノベーションの総称をいいます。

（注2）Open Bank API

当社が推進しております、銀行が保有している顧客の資産残高情報や入出金履歴情報を、銀行と顧客の同意の元に銀行外のサービスで利用できるようにする仕組の総称をいいます。

（注3）API

「Application Programming Interface」の略称となります。具体的には、異なるサービスをAPIで連携することで、ユーザーの承諾のもとサービス間でのユーザーデータの共有が可能になり、ユーザーが特定のサービスで有する自身のデータを他サービスで利用することが可能になります。

3【事業の内容】

当社グループは、「お金を前へ。人生をもっと前へ。」というミッションのもと、「すべての人の、『お金のプラットフォーム』になる。」というビジョンを掲げ、プラットフォームサービス事業を展開しております。

当社グループのミッションの追求並びにビジョンを達成するために、当社グループは、BtoC領域としてお金の管理を容易にする自動家計簿・資産管理サービス『マネーフォワード』の提供を行うPFM（注1）サービス、BtoB領域として、法人・個人事業主の生産性向上や経営力向上を可能にする『MFクラウド会計・確定申告・請求書・給与・消込・マイナンバー・経費』といったクラウド型バックオフィス向けサービス、並びに資金調達をより迅速かつ容易に可能とする『MFクラウドファイナンス』をあわせたMFクラウドサービスの2サービスを展開しており、当社グループでは両サービスを合わせてプラットフォームサービス事業と定義付けております。

当社グループは、創業以来、常にユーザーと向き合い、ユーザーの課題解決を目指すイノベティブなサービスづくりに取り組んでまいりました。また、社会に約束する行動指針（MF Value）として、以下の「User Focus」「Technology Driven」「Fairness」の三つを掲げております。

User Focus

私たちは、いかなる制約があったとしても、常にユーザーを見つめ続け、本質的な課題を理解し、ユーザーの想像を超えたソリューションを提供します。

Technology Driven

私たちは、テクノロジーこそが世界を大きく変えることができると信じています。テクノロジーを追求し、それをサービスとして社会へ提供していくことで、イノベーションを起こし続けます。

Fairness

私たちは、ユーザー、社員、株主、社会などのすべてのステークホルダーに対してフェアであること、オープンであることを誓います。

上記の行動指針でも示しているとおり、当社グループは、「ユーザー中心主義」に基づき、テクノロジーによって世の中の非効率を解消するとともに、優れたユーザー体験を提供することで、お金や経営に関する自律的な意思決定を支援し、ユーザーの人生や経営を少しでも前向きに進めるために貢献することを目指しております。

当社グループを取り巻く事業環境としては、1世帯当たり平均所得金額が平成6年をピークに緩やかに下降（厚生労働省発表の平成26年版「国民生活基礎調査の概況」による）している一方、消費者物価指数は政策的な背景もあり近年緩やかに上昇（総務省統計局2015年12月25日公表「消費者物価指数（CPI）結果」による）し始めております。さらには、確定拠出年金制度、NISA導入、GPIF改革といった諸政策の後押しもあり、個人の金融資産に対する自己責任での管理・運用への意識は着実に高まりつつあると認識しております。

一方で、企業活動に目を向けると、国内の人口減少、特に生産年齢人口の減少という構造的なトレンドが避けられない中、今後ますます労働力確保が難しくなることが見込まれております。そういった状況の中で、特に日本の経済活動を支える中小企業の生産性向上、具体的にはバックオフィス業務の省力化は急務の課題と認識しております。

このような環境の下、当社グループは、平成24年12月に自動家計簿・資産管理サービス『マネーフォワード』の提供を開始いたしました。さらに、『マネーフォワード』の開発で培ったアカウントアグリゲーション（注2）技術を活用し、平成25年11月には、『マネーフォワード For BUSINESS』（現『MFクラウド会計・確定申告』）のサービス提供を開始し、以降MFクラウドシリーズのラインアップを順次拡充して、個人のお金のプラットフォームサービス事業に加え、企業のバックオフィス向けのプラットフォームサービス事業を確立するに至っております。

当社グループが提供するPFMサービス、MFクラウドサービスの2つのサービス領域は、昨今において「Fintech市場（注3）」と呼ばれており、矢野経済研究所「2017FinTech市場の実態と展望」によれば、国内Fintech市場規模は年率約60%で成長し、2015年度の48億円から2021年度には808億円に達すると見込まれております。

また、金融庁や経済産業省におけるFintech市場に関連した政策の推進、各金融機関・大手システムインテグレーターのFintechに対応する動きの活発化、Fintech企業における大型の資金調達事例の増加など、今後も大きな成長が見込まれる市場として注目を集めております。長期的には、金融機関等が従来から提供している資産管理、投資・運用、決済、レンディング等のサービスをFintech企業が将来的に補完もしくは一部代替しうる市場と考えられております。

さらに、MFクラウドサービスは、SaaS（注4）と呼ばれる提供形態のサービスとなります。SaaS市場はこれまで大きな成長を果たしてきておりますが、今後も引き続き成長が見込まれる市場として世界的にも注目を集めております。

当社グループは、個人、法人いずれのユーザーに対しても、お金の課題を解決するため、金融リテラシーの向上、生産性の向上をサポートすべく、積極的な啓蒙活動を行っており、結果としてFintech市場拡大の促進に努めております。具体的には、個人向けのお金に関するセミナー「お金のEXPO」の開催、クラウド化が進む中小企業経営やFintechによる変革を紹介・推進する「MFクラウドExpo」の開催、中小企業のITツールの活用を促進する一般社団法人Business IT推進協会の設立・運営、地方自治体や商工会議所と共同で中小企業の活性化を通じた地域の雇用創出や地域経済の拡大を目指す「MFクラウド地方創生プロジェクト」の立案・推進、学校法人向けの金融リテラシー向上プロジェクト「18歳からのマネーフォワード」等に取り組んでおります。

また、当社グループは、エンジニア、デザイナー、プロダクトマネージャー、カスタマーサポート、営業等が一体となって機能開発・UI/UXの改善を継続的かつ迅速に繰り返し、優れたユーザー体験を提供することを最重視しております。他サービスとの差別化を実現するコアテクノロジーとして、金融機関とのAPI連携（注5）並びに「アカウントアグリゲーション」技術、家計簿の自動分類や会計帳簿の勘定科目提案機能等に利用される、ビッグデータを自律的にユーザーに応じて最適な形で整理・分類する人工知能による機械学習技術、サービスの安全な運営を可能にするセキュリティ技術の開発に努めております。

これらの結果、自動家計簿・資産管理サービス『マネーフォワード』は利用者数550万人(平成29年9月末現在)に達しており、MFクラウドシリーズではサービス利用を顧問先に促進するMFクラウド公認メンバー（注6）数が2,700(平成29年10月末現在)に至るまで成長しております。いずれの領域においても複数の競合企業が存在しておりますが、当社グループは両領域においてリーディングプレイヤーとして、着実な成長を遂げております。

また、地域展開といたしましては、東京本社に加え、現在札幌、仙台、名古屋、京都、大阪、福岡と6つの支店を展開し、全国的なネットワークを構築しておりますが、これに加え、全国の金融機関、各種サービス提供事業者、会計事務所、地方自治体、商工会議所等の多様な事業パートナーとのアライアンスも広範囲で提携を進めており、Win-Winとなる協業を全国的に加速させていく所存です。

当社グループが現在提供するPFMサービス、MFクラウドサービスの具体的なサービス内容は次のとおりです。

< PFMサービス >

自動家計簿・資産管理サービス『マネーフォワード』を中核に、各種サービスを通して個人のお金に関する悩み・課題を解決することを目的に運営しております。スマートフォンの普及を背景に、ユーザーの家計や資産などお金の情報を可視化するとともに一元管理することで、理想の家計や資産状況に向けた改善案を提示しております。

『マネーフォワード』では、当社グループが独自で保有する「アカウントアグリゲーション」技術を活用し、複数の金融機関等にある口座の残高や入出金の履歴などのデータを集約・分類して表示させることができます。それによって、『マネーフォワード』の利用者は、銀行、クレジットカード、証券、保険、年金、ポイントなど、個人のお金に関する情報を一元管理することが可能になります。さらには、お金の動きをアラートしてくれる「MY通知」や、家計資産サポート、家計診断機能により、理想の家計や支出バランスを追求することが可能となります。また、お金に関する有用な情報を提供するくらしの経済メディア『MONEY PLUS』も提供しており、「お金」にまつわる情報の提供からデータの管理までを一気通貫で提供しております。

『マネーフォワード』は、お金に関するスマートフォンアプリを軸とした自動家計簿・資産管理サービスとして国内最大規模の550万人の利用者を有しております（平成29年9月末現在）。PFMサービスは、国内1,700兆円と言われる巨大な個人資産が運用、相続、不動産、保険等のかたちで今後大きく動いていくうえでの出発点になると考えられ、当社グループは金融機関や会計事務所等の様々なパートナーと連携することで、『マネーフォワード』の顧客基盤を活用した、お金に関する課題を解決するソリューションの提供も行っていく予定です。

『マネーフォワード』は、いわゆるフリーミアムモデル型（注7）のサービスであり、ユーザーは複数の口座残高の一括管理や、取引履歴を食費や光熱費等のカテゴリに自動で分類・グラフ化を行うなどの基本的な機能を無料で使うことができます。その上で、プレミアムユーザーとして月額約500円の有料課金を行うと、詳細分析機能、金融関連サービス11件以上の連携、1年以上前の過去データの蓄積機能、将来シミュレーション機能、家計診断による節約ポイントの把握などの上位機能の利用が可能となります。

収益構造としましては、前述のプレミアムユーザーへの有料課金に加え、当社グループが運営するくらしの経済メディア『MONEY PLUS』と連携した広告の販売、金融機関や事業会社等を顧客とするBtoBtoC事業等を収益の中心としております。

BtoBtoC事業としては、アカウントアグリゲーションを活用した『マネーフォワード』APIの提供（現在ではヤフー株式会社、関西電力株式会社等に提供）、金融機関利用者向けの自動家計簿・資産管理サービス『マネーフォワード for 』の提供（現在では、住新SBIネット銀行等14の金融機関と共同でサービスを提供）の他、平成29年6月より金融機関利用者向けの通帳アプリ『かんたん通帳』の提供を新たに開始し、現在は群馬銀行、東邦銀行の利用者向けに提供を行っており、今後も拡大を予定しております。

以上より、PFMサービスにおける収入を整理すると下記ようになります。

（単位：千円）

| サービス | 収入 | 概要 | 当連結会計年度 (自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日) |
|------|-------------|---|--|
| PFM | プレミアム課金収入 | 自動家計簿・資産管理サービス『マネーフォワード』におけるプレミアム会員に対する月額課金モデル | 534,267 |
| | メディア/広告収入 | 『マネーフォワード』、くらしの経済メディア『MONEY PLUS』内における広告出稿に伴う広告掲載料 『マネーフォワード』会員向けのイベント/セミナーの開催に伴う運営収入 | 370,872 |
| | BtoBtoC事業収入 | 『マネーフォワード for 』の開発に伴う初期開発料及び保守・運用料 通帳アプリ等金融機関向けFintechサービスの開発 アカウントアグリゲーションAPIの提供に伴う初期開発料及び保守・運用料 | 478,432 |

< MFクラウドサービス >

MFクラウドシリーズは、テクノロジーの力を活用して中小企業の経営及びバックオフィス業務を大幅に効率化、さらに経営状況をリアルタイムで把握することにより、経営のPDCAサイクルを加速化し、経営状況を改善することを目的に提供されているクラウド型ERP（注8）のサービスプラットフォームです。クラウドコンピューティングの普及を背景に、SaaSとして、企業の経営情報の見える化、バックオフィス業務の生産性向上、さらには金融機関とのシームレスなデータ連携による融資手続の簡略化などのサービスを提供しております。上述のようにSaaS市場は、今後も大きな成長が見込まれる市場として注目を集めており、当該市場において当社グループは広くサービスを提供しております。

当社グループは、平成25年11月に『マネーフォワード For BUSINESS』（現『MFクラウド会計・確定申告』）の提供を開始いたしました。その後、ユーザーのニーズを踏まえて企業のバックオフィス業務を大幅に改善するための新たなサービスを提供するため事業領域を拡大し、現在では『MFクラウド請求書』『MFクラウド給与』『MFクラウド消込』『MFクラウドマイナンバー』『MFクラウド経費』を含め、サービス間のシームレスなデータ連携を実現することで、包括的な法人・個人事業主向けクラウド型ERPのサービスプラットフォームを提供しており、法人・個人事業主における大幅な生産性の向上の実現を目指しております。

また、自社サービスの提供に加え、あらゆるクラウドサービスとAPIで連携していくことで、ユーザー体験の向上を図っております。

MFクラウドサービスの収益構造としては、主に収益がストック型で逡増する月額課金モデルであり、サービスやプランによって異なる価格帯にて提供しております。販売経路としてはウェブサイトでの販売に加え、当社営業人員による会計事務所や事業者への販売、量販店での販売、商工会議所を含む代理店経由での販売を行っております。

また、他業種を含む他社とのアライアンス事業にも積極的に取り組んでおり、MFクラウドサービスのOEMまたは代理提供（ヤマト運輸株式会社、株式会社エス・エム・エス、株式会社USEN、アスクル株式会社等。）を実施しております。また、各種クラウドサービスを利用しているユーザーがMFクラウドのデータを活用することで、必要な時に必要な資金を迅速に調達することが可能となる新しい仕組みである『MFクラウドファイナンス』（審査、資金提供は提携先金融機関が実行）等のサービスも提供しております。

以上より、MFクラウドサービスにおける収入を整理すると下記のようになります。

（単位：千円）

| サービス | 収入 | 概要 | 当連結会計年度 (自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日) |
|--------|--------------------|--|--|
| MFクラウド | MFクラウドシリーズ 販売収入 | 『MFクラウド会計・確定申告』『MFクラウド請求書』『MFクラウド給与』『MFクラウドマイナンバー』『MFクラウド経費』等のMFクラウドシリーズの会計事務所、事業会社等への販売 ウェブサイト、自社営業人員、量販店、代理店等のチャンネルを通じた販売 | 1,302,435 |
| | アライアンス事業収入 | 不動産、運輸、電力等の、自社顧客向けにクラウドサービスを提供する他業種へのMFクラウドシリーズのOEMまたは代理提供 資金調達サービス『MFクラウドファイナンス』の運営 | 205,078 |

上記のとおり、当社グループの事業は、有料ユーザーからの月額利用料が主な収入源となっており、有料ユーザー数の増大を図ることで売上高が継続的かつ安定的に拡大していくいわゆるストック型のビジネスモデルが中心となっております。

以上記載の通り、BtoC、BtoBいずれにおいてもユーザー基盤を有し、国内トップクラスのシェアを誇る当社グループのポジショニングは非常にユニークであり、個人・法人双方のユーザーのお金に関するデータプラットフォームとなっております。これからは個人や中小企業・個人事業主が自ら保有するデータとAIを活用することで、既存の事業領域にとらわれることなく、ユーザー中心主義に基づき、ユーザーのお金に関する最善の意思決定や経営判断が可能になる利便性の高いサービスの開発に努めてまいります。

（注1）PFM

「Personal Financial Management」の略称であり、個人の金融資産管理、家計管理をサポートするサービスをいいます。

（注2）アカウントアグリゲーション

ユーザーが保有する、銀行、証券、クレジットカードなど複数の金融機関の口座の残高や入金履歴といった情報を取得・集約する技術をいいます。

（注3）Fintech市場

矢野経済研究所「2017FinTech市場の実態と展望」によれば、国内のFintech市場は融資（ソーシャルレンディング）、クラウドファンディング、投資・運用サービス、ペイメント・決済、ブロックチェーン、企業会計、家計簿・経費精算アプリ、金融機関向けセキュリティサービスの8つの領域を含みます。市場規模は、金融機関やSIer（システムインテグレーター）を含まない、Fintechベンチャー企業の売上高ベースで算出されています。

（注4）SaaS

「Software as a Service」の略称であり、サービス提供者がソフトウェア・アプリケーションの機能をクラウド上で提供し、ネットワーク経由で利用する形態を指します。一般的に初期導入コストを低く抑えた月額課金のビジネスモデルとなります。

(注5) 金融機関とのAPI連携

当社は、金融機関によるAPI連携開始の第一弾パートナーとして選ばれており、2017年11月30日現在における連携先は下表のとおりとなります。なお、参照系APIは、金融機関の残高や入金履歴などを外部サービス内で閲覧できるAPIをいい、更新系APIは、外部サービス内から振込などの更新を可能とするAPIをいいます。

| 開始時期 | 個人口座 / 法人口座別 | 金融機関名 | API種別 |
|----------|--------------|----------------|---------|
| 平成28年3月 | 個人・法人 | 住信SBIネット銀行株式会社 | 参照系 |
| 平成28年4月 | 個人 | 株式会社静岡銀行 | 参照系 |
| 平成28年6月 | 個人 | 株式会社群馬銀行 | 参照系 |
| 平成28年10月 | 法人 | 株式会社みずほ銀行 | 参照系 |
| 平成29年1月 | 法人 | 株式会社セブン銀行 | 参照系 |
| 平成29年2月 | 個人・法人 | 株式会社愛知銀行 | 参照系 |
| 平成29年3月 | 法人 | 住信SBIネット銀行株式会社 | 更新系 |
| 平成29年3月 | 法人 | 株式会社みずほ銀行 | 更新系 |
| 平成29年3月 | 法人 | 株式会社三井住友銀行 | 参照系・更新系 |
| 平成29年4月 | 法人 | 株式会社みなと銀行 | 参照系 |
| 平成29年7月 | 個人 | 株式会社三井住友銀行 | 参照系 |
| 平成29年8月 | 個人 | 株式会社ジャパンネット銀行 | 参照系 |
| 平成29年11月 | 法人 | 株式会社セブン銀行 | 更新系 |

(注6) MFクラウド公認メンバー

当社グループのクラウドサービスを熟知している、または今後その意向を有している会計事務所・社会保険労務士事務所向け制度。具体的には、新規顧問先の開拓支援、公認メンバー向け料金プランの提供、専用コールセンターの提供などを行います。

(注7) フリーミアムモデル型

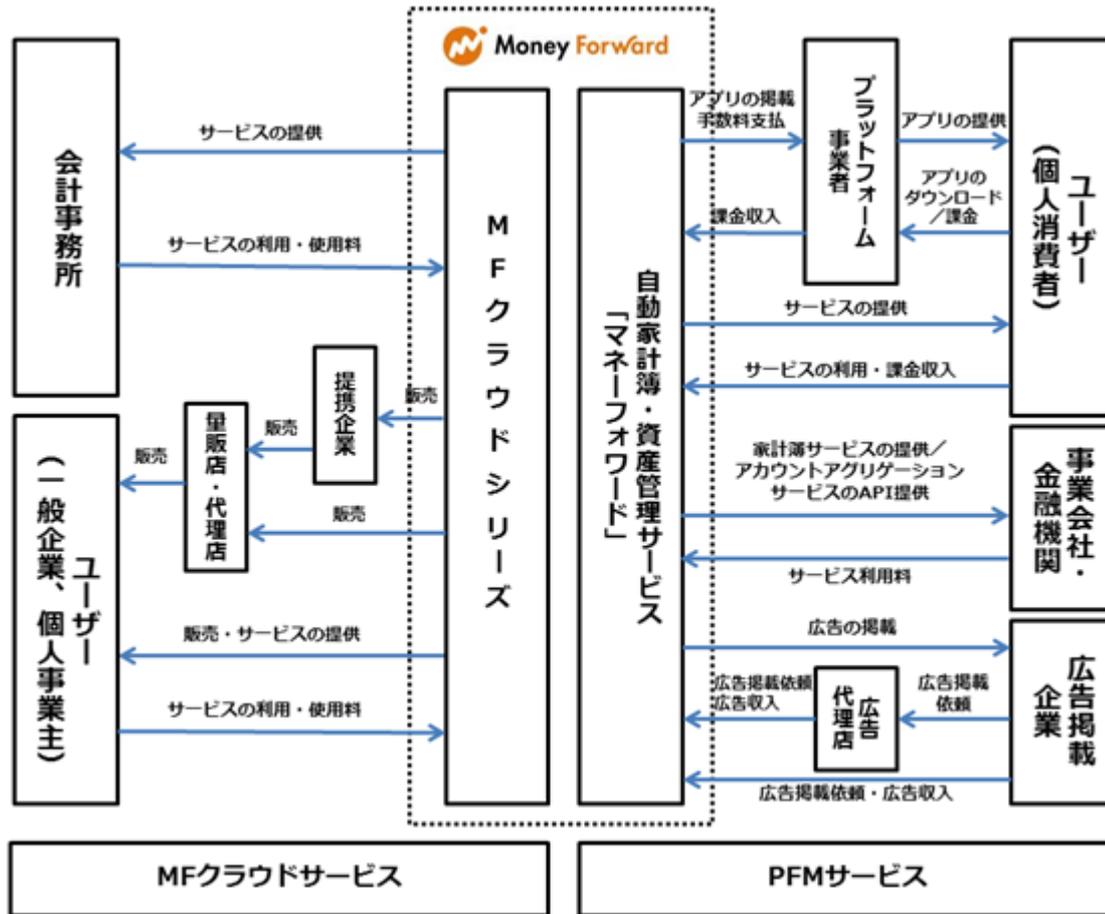
基本的なサービスはすべて無料で提供し、一部の機能を有料で提供するビジネスモデルをいいます。

(注8) ERP

「Enterprise Resources Planning」の略称であり、情報の一元管理による企業経営の最適化・効率化を担う、基幹系情報システムを指します。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

| 名称 | 住所 | 資本金 (千円) | 主な事業の内容 | 議決権の所有または被所有割合 (%) | 関係内容 |
|-----------------------------|---------|-------------|------------------------|-----------------------|-------------------------------|
| (連結子会社) 株式会社MF Alpha Lab | 東京都港区 | 25,000 | 金融市場等に関する調査及び研究 | 100.0 | 役員の兼任 管理業務の業務受託 |
| MF KESSAI株式会社 | 東京都千代田区 | 250,000 | 代金決済サービス | 100.0 | 役員の兼任 事業所の賃貸借 管理業務の業務受託 |
| MF HOSHO株式会社 | 東京都千代田区 | 5,000 | 債務保証、信用調査 | 100.0 | 役員の兼任 管理業務の業務受託 |
| mirai talk株式会社 | 東京都港区 | 5,000 | お金のスクール運営、 ライフプラン診断 | 85.0 | 役員の兼任 事業所の賃貸借 管理業務の業務受託 |
| 株式会社クラビス | 東京都新宿区 | 181,380 | 『STREAMED』の開発及び販売 | 100.0 | 役員の兼任 管理業務の業務受託 |

(注) 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年11月30日現在

| セグメントの名称 | 従業員数(人) |
|----------------|---------|
| プラットフォームサービス事業 | 241(45) |
| 合計 | 241(45) |

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均雇用人員を()外数で記載しております。

2. 当社グループはプラットフォームサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成29年11月30日現在

| 従業員数(人) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(円) |
|---------|---------|-----------|-----------|
| 218(42) | 32.6 | 1.5 | 6,148,802 |

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均雇用人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社グループはプラットフォームサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

4. 当期中において、従業員数が56名増加しております。これは主に事業の拡大に伴う採用の増加によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、国際情勢の不安定により先行きが不透明な状況が続きましたが、企業収益の回復や雇用・所得環境の改善傾向が継続するなど、政府による各種経済政策の効果を背景に緩やかな回復基調で推移致しました。

当社グループが属する国内のFintech市場におきましては、金融庁や経済産業省を中心とした、銀行法の改正、仮想通貨法の成立、電子帳簿保存法の改正・施行など、Fintechベンチャー企業を支援する法環境の整備、各金融機関・大手システムインテグレーターによる動きの活発化、さらには、Fintech市場における大型の資金調達事例が増加するなど、今後も成長が見込まれる市場として注目を集めております。

矢野経済研究所「2017FinTech市場の実態と展望」によれば、国内Fintech市場規模は2015年度の48億円から2021年度には808億円に達すると見込まれております。

また、クラウドサービスへの理解や、スマートフォン・タブレット端末の活用が進展を見せ、新しい形態・領域に対するITサービスの浸透が進んでまいりました。

このような環境において、当社グループは「お金を前へ。人生をもっと前へ。」というミッションの下、主に、自動家計簿・資産管理サービス『マネーフォワード』と、自動でオンラインバンキングなどから金融機関データの取得・仕訳を行うクラウド会計ソフト『MFクラウド会計・確定申告』を始めとする『MFクラウド』シリーズを運営してまいりました。

『マネーフォワード』では、金融関連サービスとのAPI連携の増加など引き続きユーザビリティの向上に注力するとともに、『マネーフォワードfor 』や『通帳アプリ』など、金融機関のお客様に向けた便利なサービスの開発にも努めております。

一方で、『MFクラウド』シリーズにおいても、対応する金融関連サービスの増加や、法人向けインターネットバンキングとのAPI連携、給与計算・経費精算などの各種業務に対応した機能の拡充に注力するとともに、会計事務所への営業強化などに努めております。

また、個人向け自動貯金アプリ『SiraTama(しらたま)』や企業間後払い決済サービス『MF KESSAI』の提供を開始した他、自動記帳ソフト『STREAMED』を提供する株式会社クラビスの全株式を取得する等、サービスラインの拡充に努めております。

さらに、将来を見据え、組織体制の強化のための人材採用や、プロモーション実施による広告宣伝等の先行投資を積極的に実施致しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,899,548千円、営業損失797,298千円、経常損失834,315千円、親会社株主に帰属する当期純損失842,814千円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は5,727,354千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動の結果使用した資金は498,750千円となりました。主な増加要因は、前受収益の増加265,580千円等であり、主な減少要因は、先行投資を積極的に実施したことによる税金等調整前当期純損失の計上833,709千円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動の結果使用した資金は1,065,554千円となりました。主な減少要因は、連結子会社株式の取得による支出786,311千円、敷金及び保証金の差入による支出201,503千円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動の結果得られた資金は4,608,618千円となりました。主な増加要因は、株式の発行による収入2,955,775千円、長期借入れによる収入1,800,000千円等であります。

なお、当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。（以下、「2 生産、受注及び販売の状況」及び「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」においても同じ。）

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。

| サービスの名称 | 当連結会計年度 (自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日) | |
|------------|--|----------|
| | 金額(千円) | 前年同期比(%) |
| PFMサービス | 1,383,573 | 174.2 |
| MFクラウドサービス | 1,507,513 | 204.8 |
| その他 | 8,462 | 71.7 |
| 合計 | 2,899,548 | 188.0 |

(注) 1. 当社グループの事業セグメントは、プラットフォームサービス事業の単一セグメントであるため、サービス別の販売実績を記載しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループが継続的に安定した成長を続けていくためには、『マネーフォワード』及びMFクラウドシリーズを中心とした運営サービスの満足度を高め、当社グループが目指す「お金のプラットフォーム」としての地位を確固たるものとするとともに、顧客からの信頼性を向上させ、サービス間のクロスセル（注1）やアップセル（注2）の促進によるARPU（注3）の向上、無料会員の有料会員への転換の促進、リピート顧客の増加を図ることにより収益基盤を高めていく必要があると認識しております。

特に、PFMサービスにおいては、個人の家計・資産の現状を把握し、さらに踏み込んだアドバイスを行うなど生活に根差したサービスを作ることで、個々人のお金に対する悩みや不安が軽減されることを目指しております。

また、MFクラウドサービスにおいても、従来人力で行われていた中小企業や個人事業主のバックオフィス業務をテクノロジーの力によって自動化し、より生産性の高い作業に集中することができる社会の構築を目指しております。その上で当社グループは現在対処すべき課題として以下の点に取り組んでおります。

（1）競争優位性の確保について

（ア）サービスの普及拡大

当社グループの顧客基盤は、当社グループが提供するサービスである自動家計簿アプリ、クラウドサービス業界の持つ潜在市場の大きさに比べ、普及度合いは十分ではありません。今後は営業や広報活動を通じたサービスの知名度向上、積極的な国内顧客層拡大に努めてまいります。知名度の向上、顧客層の拡大については、費用対効果を検討した上での積極的な広告・広報活動を推進する方針であります。

（イ）商品力の強化

インターネット業界においては常に技術革新が起こっており、機能優位性及び価格競争力を維持することは容易ではありません。顧客の満足度を継続的に高めていくために、当社グループは今後も顧客の声を広く収集しその要望と仕様を入念に吟味しながら、各機能及びユーザビリティの向上した商品を、スピード感を持ってリリースしてまいります。

（ウ）技術部門の陣容の強化

当社グループのサービスは高度な安全性や処理能力などが常に求められますが、それらを実現するための高い技術力を継続して持ち続けることは容易ではありません。当社グループは、コア技術を独自開発することを基本方針として、技術部門の陣容を強化することにより、持続可能な高品質サービスの実現を図ってまいります。

（エ）自立的運営体制の充実

当社グループのサービスでは、販売、サポート及び開発という組織のコア機能を外部に委託することなく、自立的運営体制を構築し、維持することが競争優位性を確保する上で重要であると認識しております。しかしながら、自立的運営体制を継続的に維持することは容易ではありません。当社グループは引き続き、スキルの高い人材の継続的な採用・育成により自立的運営体制の充実強化を行い、知識の集約と活用を図ってまいります。

（オ）情報管理体制のさらなる強化

当社グループが提供するサービスにおいては、顧客のお金に関する様々な情報を多く預かっており、その情報管理を継続的に強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護方針及び社内規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備などを継続して行ってまいります。

（カ）営業力の強化

当社グループは、当社グループの事業の拡大のため、金融機関、広告掲載企業及び広告代理店（PFMサービス）、企業への直接販売並びに会計事務所及び代理店等（MFクラウドサービス）に対する営業活動を行っております。

当社グループは小規模組織であることから営業部門も少数精鋭の体制で運営しておりますが、事業規模拡大に伴い、受注の獲得機会が増加することが予想されることから、営業及び顧客サポート体制の強化に注力する方針であります。具体的には、PFMサービス及びMFクラウドサービスに関わる営業人員、サポート人員の増強のほか、全国の主要都市で支店を開設し、各拠点にて、即戦力となる人員採用を行い、全国の会計事務所及び金融機関との連携強化を図ってまいります。

(キ)新たな付加価値を生むためのビッグデータの蓄積・解析体制の強化

ユーザーのビッグデータは、日々データベースに蓄積されていきます。当社グループでは、ユーザーに更なる付加価値を提供するために、それらのビッグデータに基づき、より高度なデータ活用を行っていく必要があると考えております。そのため、ビッグデータを独自に解析していくための体制構築に取り組んでまいります。

(ク)事業パートナーとの提携の強化によるエコシステムの構築

当社グループでは、全国の金融機関、会計事務所、事業会社、商工会議所を事業パートナーと位置付けております。今後も、既存の事業パートナーとの提携の強化、新たな事業パートナーの拡大によって、双方にメリットのある取り組みを進め、強固なエコシステムの構築を目指してまいります。

(ケ)様々なFintechサービスにおける情報レイヤーとしてのポジショニングの確保

当社グループでは、当社が提供するPFMサービス（家計簿ソフト機能）MFクラウドサービス（クラウド会計、経営判断情報提供、業務自動化等の機能）などのサービスは、Fintechサービスにおいて情報レイヤーと呼ばれる、ユーザーのお金に関する情報を正確に集約、蓄積することを可能にできる機能を有することから、将来的には決済、課金、取引所、融資、投資、不動産取引といった金融に関連する利用者の行動の起点、すなわちユーザーインターフェースになりうるものと考えております。今後も、サービス利用者の拡大並びに外部サービスとの連携の拡大を進めることで、情報レイヤーとしてのポジショニングを確立してまいります。同時に、情報レイヤーを支える本人認証、セキュリティ、不正防止といった機能の確立並びに強化にも努めてまいります。

(2) 人材の確保・育成について

前項の競争優位性を確保、保全しながら持続的に発展するために、優秀な人材を数多く確保・育成することは当社グループの事業展開を図る上で重要であると認識しており、特にサービス利便性及び機能の向上のためには優秀なエンジニアの継続的な採用が課題であると認識しております。また、サービスの販売を担当する営業担当者についても収益基盤の強化とあわせて適時に採用を行ってまいります。

これらの課題に対処するために、当社グループは、知名度の向上、教育・研修の拡充、採用活動の柔軟化による適時な人材の確保・育成に努めてまいります。

(3) 内部管理体制の強化について

当社グループは創業間もなく、内部管理体制も小規模なものになっております。一方、今後もより一層かつ急速な事業拡大を見込んでおり、求められる機能も急速に拡大しております。財務、人事、広報、法務等、それぞれの分野でコア人材となりうる高い専門性や豊富な経験を有している人材を採用するとともに、更なる内部管理体制の強化を図ることで、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

(4) 新規事業立ち上げについて

急速な進化、拡大を続けているFintech業界において、当社グループが企業価値を向上させ、高い成長を継続させていくためには、事業規模の拡大と収益源の多様化を図っていくことが必要と認識しております。そのためには、積極的な新規事業の立ち上げが課題と認識しております。このような環境下において、当社グループは請求代行及び売掛金回収などの新たなサービス展開を随時開始しており、今後も次の柱となるビジネスの創出に積極的に挑戦してまいります。

(注1) クロスセル

サービスを利用している顧客に対して、別のサービスを促進し、販売することをいいます。

(注2) アップセル

サービスを利用している顧客に対して、より単価の高い上位機能を有するサービスの利用を促進し、販売することをいいます。

(注3) ARPU

「Average Revenue Per User」の略称で、1ユーザーあたりの平均売上金額をいいます。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。

なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、以下の記載は当社株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点ご注意ください。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内包しているため、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) インターネット関連市場について

当社グループはプラットフォームサービス事業を主力事業としておりますが、当社グループ事業の発展のためには、インターネット利用者数の増加や関連市場の拡大が必要であると考えております。また、平成28年3月末において、携帯電話端末契約台数に占めるスマートフォンの割合が59.9%と前年の54.1%、前々年の47.1%から継続的に上昇しており、2018年度には1億件に達する見通しとなっております（株式会社MM総研の平成28年11月発表資料より）。

しかしながら、当社グループが事業環境の変化に適切に対応できなかった場合、または、新たな法的規制の導入等の予期せぬ原因によりインターネット関連市場の成長が鈍化した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) クラウド市場の動向について

当社グループが事業を展開しているクラウド市場は、「クラウドファースト」という言葉が浸透しつつあり、2015年度におけるクラウドサービス市場全体の規模は対前年度比33.7%増の1兆108億円となり、2020年度には3兆円を超えると予想される（株式会社MM総研の平成28年12月発表資料より）など、急速な成長を続けております。当社グループは、今後もこの成長傾向は継続するものと見込んでおり、クラウド関連サービスを多角的に展開する計画であります。

しかしながら、今後、国内外の経済情勢や景気動向等の理由によりクラウド市場の成長が鈍化するような場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) アカウントアグリゲーションについて

当社グループの事業は金融機関等のインターネット上の口座と自動連携するアカウントアグリゲーション技術によって成り立っております。当社グループのアカウントアグリゲーション技術は、一般社団法人全国銀行協会が公表している「アカウントアグリゲーション・サービスに関する基本的な考え方」において記載されている留意すべき事項に配慮しつつ運用されておりますが、形態としては、顧客から直接金融機関等の口座情報等にアクセスする権利の付与を受ける形となっております。したがって、金融機関等が当社グループサービス経由での口座情報へのアクセスを拒絶した場合、情報の取得ができなくなる恐れがあります。

当社グループにおいては、金融機関等のシステムへの負荷を最小限とできるよう配慮したシステム設計を行っており、また一部の金融機関等からは、当社グループの接続元IPアドレスを開示する等の特別なアクセスの許可を得ている他、金融機関等からの照会にも迅速に対応することで、金融機関等とは良好な関係を維持しておりますが、何らかの事象により金融機関等が当社グループサービス経由での口座情報へのアクセスを拒絶した場合、金融機関等の情報の取得ができなくなる結果、PFMサービス及びMFクラウドサービスの一部機能の提供が困難になり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 四半期毎の業績の変動について

当社グループは、定期的に「お金のEXPO」「MFクラウドExpo」等の大規模なイベントを開催しております。なお、イベントの開催時期は年によって異なる可能性があります。また、『マネーフォワードfor 』等の法人顧客向け新規サービスリリースに伴い一時的な売上が発生することがあります。そのため、当社の売上高成長は、年間を通じて平準化されず、四半期決算の業績が著しく変動する可能性があります。

なお、平成28年11月期及び平成29年11月期における売上高及び営業損益は次の通りであります。

(平成28年11月期)

(単位：千円)

| | 第1四半期会計期間 (自平成27年12月1日 至平成28年2月29日) | 第2四半期会計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年5月31日) | 第3四半期会計期間 (自平成28年6月1日 至平成28年8月31日) | 第4四半期会計期間 (自平成28年9月1日 至平成28年11月30日) | 事業年度 (自平成27年12月1日 至平成28年11月30日) |
|----------------|---|--|--|---|---------------------------------------|
| PFM サービス | 127,738 | 174,704 | 193,450 | 1 298,334 | 794,227 |
| MFクラウド サービス | 105,327 | 2 167,839 | 220,640 | 242,339 | 736,146 |
| その他 3 | 1,225 | 4,189 | 3,864 | 2,524 | 11,804 |
| 売上高合計 | 234,291 | 346,732 | 417,955 | 543,199 | 1,542,178 |
| 営業損失() | 188,654 | 149,694 | 4 257,938 | 4 280,250 | 876,538 |

- 1 PFMサービスに「お金のEXPO」の売上高が含まれております。
- 2 MFクラウドサービスに「MFクラウドExpo」の売上高が含まれております。
- 3 講演料及び寄稿料等の売上高であります。
- 4 新規採用に伴う人件費の増加及び広告宣伝費の増加等により営業損失が増加しております。

(平成29年11月期)

(単位：千円)

| | 第1四半期連結会計期間 (自平成28年12月1日 至平成29年2月28日) | 第2四半期連結会計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年5月31日) | 第3四半期連結会計期間 (自平成29年6月1日 至平成29年8月31日) | 第4四半期連結会計期間 (自平成29年9月1日 至平成29年11月30日) | 連結会計年度 (自平成28年12月1日 至平成29年11月30日) |
|----------------|---|--|--|---|---|
| PFM サービス | 236,874 | 336,251 | 327,687 | 1 482,759 | 1,383,573 |
| MFクラウド サービス | 271,669 | 355,052 | 402,605 | 2 478,186 | 1,507,513 |
| その他 3 | 1,734 | 1,244 | 1,846 | 3,636 | 8,462 |
| 売上高合計 | 510,278 | 692,549 | 732,138 | 964,582 | 2,899,548 |
| 営業損失() | 4 562,121 | 113,517 | 45,195 | 76,463 | 797,298 |

- 1 PFMサービスに「お金のEXPO」の売上高が含まれております。
- 2 MFクラウドサービスに「MFクラウドExpo」の売上高が含まれております。
- 3 講演料及び寄稿料等の売上高であります。
- 4 新規採用に伴う人件費の増加及び広告宣伝費の増加等により営業損失が増加しております。

(5) 経営成績の変動について

当社グループが取り組む事業領域は、市場規模が急速な進化・拡大を続けながらもまだ歴史が浅く、競合環境、価格動向、ビジネスモデルへの規制等には、不透明な部分が多くあります。このような環境下において、当社グループは、事業規模の拡大と収益源の多様化を図るため、当社グループのノウハウを活かした収益性の高い新規事業の創出に積極的に取り組んでまいりますが、事前に十分な検討をしたにもかかわらず、期待した成果があがらない場合や予想困難なリスクの発生により当初の事業計画を達成できない場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) PFMサービス及びMFクラウドサービスの業績の達成確度に関する不確実性について

プラットフォームサービス事業における先行投資について

当社グループが提供するプラットフォームサービス事業は、開発人員及び営業人員の採用、広告宣伝活動等の先行投資を必要とする事業であり、結果として当社は創業以来営業赤字を継続して計上しております。今後も「すべての人の、『お金のプラットフォーム』になる。」というビジョンのもと、より多くの顧客の獲得をめざし、営業や開発などにおける優秀な人材の採用・育成を計画的に行うとともに、知名度と信頼度の向上のための広報・PR活動、ユーザー獲得のためのマーケティングコスト投下などを効果的に進め、売上高拡大及び収益性の向上に向けた取り組みを行っていく方針であります。しかしながら、想定どおりの採用・育成が進まない場合、マーケティングPR等活動の効果が得られない場合等には、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

社歴が浅いことについて

当社は平成24年5月に設立されており、設立後の経過期間は5年程度と社歴の浅い会社であります。したがって、当社グループの過年度の経営成績は期間業績比較を行うための十分な材料とはならず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

広告宣伝活動により想定通りユーザー数が増加しない可能性について

当社グループの事業にとってユーザー数の増加は非常に重要な要素であり、テレビCM、インターネットでのプロモーション等を用いた広告宣伝活動を積極的に実施しユーザー数の増加を図っております。広告宣伝活動については、PFMサービスとMFクラウドサービスのいずれにおいても、ユーザー獲得効率を勘案の上、都度、最適な施策を実施しておりますが、必ずしも当社グループの想定通りに推移するとは限りません。

また、当社グループはPFMサービスのユーザー数拡大及びサービスの認知度向上を目的として、平成27年11月期及び平成29年11月期においてテレビCMを実施し、MFクラウドサービスについても、ユーザー数拡大及びサービスの認知度向上を目的として、平成28年11月期においてテレビCMを実施いたしましたが、今後の広告宣伝活動の方針によってはテレビCMを実施しない可能性があります。

これらの要因により、PFMサービス又はMFクラウドサービスのユーザー獲得が計画どおりに推移しない場合、当社グループの事業及び業績に影響が及ぶ可能性があります。

PFMサービスの事業運営において業績に影響を与える要因について

プレミアム課金収入について、ユーザー数の増加が計画通りに推移しない場合、或いはプレミアムサービスに係る課金率が想定どおりに増加しない場合、結果としてプレミアム課金収入が計画どおりに増加しない可能性があります。メディア/広告収入においては、インターネット広告市場は市場拡大傾向にあり、当社グループではメディアの媒体価値の向上を図っておりますが、企業の広告宣伝活動は景気動向の影響を受ける傾向があり、また、インターネット広告は今後も他の広告媒体との競争状態が継続していくと考えられることから、今後これらの状況に変化が生じた場合、結果としてメディア/広告収入が計画どおりに増加しない可能性があります。BtoBtoC事業収入においては、サービス提供先の増加による売上の拡大を目指してまいりますが、新規のサービス提供先の獲得が計画どおりにいかない場合、或いは既存の金融機関等のサービス提供先との契約が解消された場合、BtoBtoC事業収入が計画どおりに増加しない可能性があります。これらの要因により、PFMサービスの事業運営が計画どおりに推移しない場合、当社グループの事業及び業績に影響が及ぶ可能性があります。

MFクラウドサービスの事業運営において業績に影響を与える要因について

MFクラウドシリーズは、当社グループ営業人員による会計事務所・事業会社等への直接販売を行っておりますが、営業人員一人あたりの成約金額または営業人員の獲得が計画どおりに推移しない可能性があります。また、インターネットを通じた販売においては、高単価のプランへの移行等により将来における1ユーザーあたりの単価について一定の上昇を見込んでおりますが、想定単価が計画どおりに推移しない可能性があります。アライアンス事業収入については、サービス提供先の増加等による売上の拡大を目指してまいります。新規のサービス提供先の増加が計画どおりにいかない場合、或いは既存のサービス提供先との契約が解消された場合、アライアンス事業収入が計画どおりに増加しない可能性があります。これらの要因により、MFクラウドサービスの事業運営が計画どおりに推移しない場合、当社グループの事業及び業績に影響が及ぶ可能性があります。

ユーザーの継続率について

当社グループの事業にとって、獲得したユーザーのサービスの利用継続率は非常に重要な要素であり、取り扱う情報やサービスの充実等の施策を通じて、継続率の維持、向上を図っております。何らかの施策の見誤りやトラブル等で継続ユーザーが減少した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 事業領域の拡大に伴うリスクについて

当社グループの収益は、PFMサービス及びMFクラウドサービスによる売上の影響を大きく受けている状況であるため、当社グループは、多角的観点から新たな収益源を常に模索し、事業の拡大と安定化に取り組んでまいります。例えば、今後は、ソーシャルレンディングを含むクラウドファンディング領域、投資・運用サービス領域、決済領域といったFintechサービスなど、現在の事業領域と異なる分野にも進出する可能性があります。しかしながら、事業領域を拡大し、現在の事業領域と異なる分野にも進出することで、新たに進出した分野において収益化が進まない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 技術革新等について

当社グループが事業展開しているインターネット関連市場では、技術革新や顧客ニーズの変化のスピードが非常に早く、インターネット関連事業の運営者はその変化に柔軟に対応する必要があります。近時でも、技術革新を背景に、携帯端末市場においてフィーチャーフォン端末に代わりスマートフォン端末が急速に普及し始め、様々な企業が当該変化への対応を迫られるという事象が発生しております。当社グループにおいても、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築するだけでなく、優秀な人材の確保及び教育等により技術革新や顧客ニーズの変化に迅速に対応できるよう努めております。

しかしながら、当社グループが技術革新や顧客ニーズの変化に適時に対応できない場合、または、変化への対応のためにシステム投資や人件費等多くの費用を要する場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 他社との競合について

当社グループはPFMサービス及びMFクラウドサービスを中心としたプラットフォームサービス事業を主たる事業領域としておりますが、当該分野においては多くの企業が事業展開をしております。当社グループは、最適なユーザービリティを追求したサービスの構築、登録会員の訪問頻度向上を目指した特色あるサービスやコンテンツの提供、メディア利用時の安全性の確保やカスタマーサポートの充実等に取り組み、競争力の向上を図っております。

しかしながら、当社グループと同様のサービスを展開する企業等との競合激化や、十分な差別化が図られなかった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(10) システムの安定性について

当社グループの運営するサービスはシステム負荷の高いサービスとなっていることから、システムの安定的な稼働が当社グループの業務遂行上必要不可欠な事項となっております。そのため、当社グループでは継続的な設備投資を実施するだけでなく、サービスで使用するサーバー設備やネットワークを常時監視し、障害の兆候が見られた場合にはシステム担当の役職員に対し自動でメールが送信される等、システム障害の発生を未然に防ぐことに努めております。

しかしながら、アクセスの急増、ソフトウェアの不備、コンピューターウィルスや人的な破壊行為、役職員の過誤、自然災害等、当社グループの想定していない事象の発生によるサービスの停止により収益機会の喪失を招く恐れがあります。このような事態が発生した場合には当社グループが社会的信用を失うこと等が想定され、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 不正アクセスについて

当社グループの主力事業であるプラットフォームサービス事業において個人情報を扱っていることから、データを不正に取得することを目的とした悪意の第三者によるシステムへの不正アクセス等を受ける可能性があります。当社グループでは、サービスを提供するシステムや社内情報システム等に対して、開発時のレビューやファイアウォールの設置、外部のセキュリティ診断会社から第三者評価を行う等により、外部からの不正アクセスの予防を図っております。また、入出金履歴など重要な個人データはすべて暗号化し、データの送受信もすべて暗号化するなど適切なセキュリティ対策を実施したうえで監視体制を強化しております。これに加えて、外部からの攻撃はインターネットからだけではなく悪質なボットを通じた社内端末を経由した攻撃など複数の経路があることから、従業員端末のウィルス対策ソフトの導入や、個人情報を取り扱う保守作業を行う専用の環境をネットワーク的に隔離するなど様々な対策を行うことにより、リスクを低減しております。

しかしながら、不正アクセスによるシステムへの侵入が発生し、ユーザーの個人情報や口座情報等の重要なデータが消去または不正に入手される可能性は否定できません。このような事態が発生した場合には損害賠償請求を受ける可能性や社会的信用を失うこと等が想定され、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループでは金融機関等にログインを行うためのパスワードの取得に留まっており、また、PFMサービスでは詳細な生年月日や住所、電話番号は取得しておりません。

(12) Apple Inc. 及び Google Inc.の動向について

当社グループは、ユーザーにスマートフォン向けアプリを提供しており、Apple Inc.及びGoogle Inc.の両社が運営するプラットフォームにアプリを提供することが现阶段の当社の事業の重要な前提条件であります。これらプラットフォーム事業者の事業戦略の転換並びに動向によっては、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 法的規制について

当社グループが運営しているサービスは金融関連サービスとなりますが、銀行法を始めとした金融関連法の適用は受けておりません。当社グループは事業運営にあたり、これら法令に抵触することが無いよう、顧問弁護士と協議しつつ、法改正等の情報収集を行い、従業員教育等を徹底するとともに法令遵守体制の構築と強化を図っております。

しかしながら、これら法令の改正や新たな法令の制定、想定外の事態の発生等により当社グループの展開する事業が法令に抵触した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、平成29年5月に成立した改正銀行法では、平成30年頃を目途に、銀行のAPIを利用する事業者について、電子決済等代行業者として金融庁の登録を受けたいえ、銀行との間でAPIに関する契約を締結してAPI提供を受ける制度が開始される予定ですが、当社が登録を受けられなかったり、銀行との間で契約を締結できなかった場合には、PFMサービス及びMFクラウドサービスの運営が困難になり、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。なお、同制度では、銀行側が特段の理由なくAPI利用事業者を不当に差別的に取り扱ってはならない定めがあります。

(14) 訴訟等について

当社グループは、本書提出日現在において提起されている訴訟はありません。しかしながら、将来何らかの事由の発生により、訴訟等による請求を受ける可能性を完全に回避することは困難であり、このような事態が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響が及び可能性があります。

(15) 知的財産権について

当社グループによる第三者の知的財産権侵害の可能性については、専門家と連携を取り調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社グループの事業領域に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社グループが認識せずに他社の知的財産権を侵害してしまう可能性は否定できません。この場合、損害賠償請求や使用差止請求等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 個人情報保護について

当社グループでは、金融機関等へのウェブサイトログイン情報等の個人情報を取得しているため、当社グループは「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者に該当しております(ただし、当社グループでは金融機関等にログインを行うためのパスワードの取得に留まっており、また、PFMサービスでは詳細な生年月日や住所、電話番号も取得しておりません。)。当社グループにおいては、個人情報保護指針を定め、個人情報の取得の際には利用目的を明示し、その範囲内でのみ利用するとともに、個人情報の管理につきましても、役員及び従業員を対象とした個人情報の取扱いに関する社内研修や、社内でのアクセス権限の設定、アクセスログの保存、データセンターでの適切な情報管理、個人情報管理に関する規程の整備を行っております。また、TRUSTeの認証を取得・更新し、ISO/IEC 27001やプライバシーマークも取得しているほか、日

本シーサート協議会に加盟し、さまざまなインシデント関連情報、脆弱性情報、攻撃予兆情報などを収集することで、個人情報を含む当社グループの情報資産の保護に取り組んでおります。

しかしながら、外部からの不正アクセス、社内管理体制の瑕疵、その他想定外の事態の発生により個人情報が社外に流出した場合、損害賠償請求を受ける可能性や当社グループの社会的信用を失うこと等が想定され、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長CEOである辻庸介は、当社設立以来当社グループの事業に深く関与しており、また、Fintechに関する豊富な知識と経験を有しており、経営戦略の構築やその実行に際して重要な役割を担っております。当社グループは、特定の人物に依存しない体制を構築すべく組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏の当社グループにおける業務執行が困難になった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 組織が少人数編成であることについて

当社グループは業務執行上必要最低限の人数での組織編成となっております。また、今後は事業の拡大に応じて人材の確保及び育成を行うとともに業務執行体制の充実を図っていく方針であります。しかしながら、これらの施策が適時適切に遂行されなかった場合、または、従業員の予期せぬ退職があった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 内部管理体制について

当社グループは今後の事業運営及び事業拡大に対応するため、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しております。今後、事業規模の拡大に合わせ、内部管理体制も充実・強化させていく方針であります。事業規模に適した内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 子会社の請求代行・売掛金回収事業について

当社グループでは新規事業として子会社のMF KESSAI株式会社で請求代行・売掛金回収事業（取引先への請求から代金回収までを一括で請負い売掛金の回収を保証する決済サービス）を行っておりますが、当該サービス内で決済取引を行う債権売却事業者は比較的小規模で与信リスクの高い企業及び事業主が多く、与信管理が重要になります。債権売却事業者からの代金回収方法としては、当社グループのMF HOSHO株式会社の保証を受けることで回収の確実化を図っており、また保険によりリスクを保険会社に移転しております。当社グループ全体としては債権売却事業者に対する貸し倒れリスクを一部負担していることとなります。当社グループでは、中小企業決済に関する与信管理のノウハウを十分持っていると認識しておりますが、想定以上の保証履行が発生した場合、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

また、当該事業は、「割賦販売法」上の包括信用購入あっせん、「貸金業法」上の貸金業、及び「銀行法」上の為替取引のいずれにも該当せず、いわゆる業法上の法的規制の対象とはなっておりません。しかしながら、今後新たな法律の制定や現行法の解釈に変化があった場合には、これらの事業が法的規制の対象となる可能性があり、その場合、MF KESSAI株式会社における事業の継続に支障をきたし、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

(21) 税務上の繰越欠損金について

当社グループは、税務上の繰越欠損金を有しており、当社グループの業績が順調に推移することにより、期限内にこれら繰越欠損金の繰越控除を受ける予定であります。

しかし、当社グループの業績の下振れ等により繰越期限の失効する繰越欠損金が発生した場合は、課税所得からの控除が受けられなくなります。その場合、課税所得に対して通常の法人税率に基づく法人税、住民税及び事業税が課されることとなり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(22) 配当政策について

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、現在当社グループは成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することにより、更なる事業拡大を目指すことが株主に対する利益還元につながると考えております。

将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(23) ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、役員、従業員、社外協力者等に対するインセンティブ等を目的としたストック・オプション制度を採用しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、既存株主が保有する株式の価値が希薄化する可能性があります。なお、本報告書提出日の前月末現在における新株予約権による潜在株式数は2,227,380株であり、発行済株式総数19,197,760株の11.6%に相当しております。

(24) 投融資について

当社グループでは、今後の事業拡大のために、国内外を問わず出資、子会社設立、合併事業の展開、アライアンス、M & A等の投融資を実施する場合があります。

投融資については、リスク及び回収可能性を十分に事前評価し決定してまいりますが、投融資先の事業の状況が当社グループに与える影響を確実に予想することは困難な場合もあり、投融資額を回収できなかった場合や減損の対象となる事業が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度末における総資産は7,397,364千円となりました。

流動資産は、6,195,257千円となりました。主な内訳は、現金及び預金5,727,354千円、売掛金347,897千円となっております。

なお、現金及び預金の詳しい内容につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結キャッシュ・フロー計算書」をご覧ください。

固定資産は、1,202,106千円となりました。主な内訳は、のれん796,608千円、敷金及び保証金267,495千円となっております。

当連結会計年度末における負債は3,385,622千円となりました。

流動負債は、1,430,622千円となりました。主な内訳は、前受収益579,960千円となっております。

固定負債は、1,955,000千円となりました。内訳は、長期借入金1,955,000千円となっております。

当連結会計年度末における純資産は4,011,742千円となりました。主な内訳は、資本金3,350,697千円、資本剰余金1,484,776千円、利益剰余金 842,814千円となっております。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度の売上高は2,899,548千円となりました。主な内訳は、PFMサービスの売上1,383,573千円およびMFクラウドサービスの売上1,507,513千円等を計上したことによるものであります。

売上原価は959,063千円となりました。

販売費及び一般管理費は2,737,783千円となりました。主な内訳は、給料及び手当863,273千円、広告宣伝費836,910千円等を計上したことによるものであります。

営業外収益は331千円となりました。

営業外費用は37,348千円となりました。これは主に、上場関連費用13,657千円、株式交付費11,045千円および支払利息11,010千円等を計上したことによるものであります。

特別利益は605千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載しております。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループは、「お金を前へ。人生をもっと前へ。」というミッションのもと、「すべての人の、『お金のプラットフォーム』になる。」というビジョンを実現することを目指して事業を展開しております。これは、当社グループのサービスを通して、個々人のお金に対する悩みや不安が軽減し、日々の暮らしの改善や夢が実現すること、そして、日本国内の「お金の流れ」が変わり、より世の中が活性化し、新たなチャレンジを生み出しやすい環境作りに貢献することが、当社グループが事業を行う最大の目的であることを意味しております。

当社グループがこのミッション並びにビジョンのもとに、長期的な競争力を維持し更なる向上を図るためには、経営者は「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の様々な課題に、不断の努力を継続していくことが必要であると認識しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、実施した設備投資等の総額は7,379千円であり、その主なものは情報機器の取得6,076千円であります。また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループの事業はプラットフォームサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

提出会社

平成29年11月30日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | 従業員数 (人) |
|------------------|-------|----------|---------------|--------|-------------|
| | | 建物 | 工具、器具 及び備品 | 合計 | |
| 本社 (東京都港区) | 業務施設 | 13,820 | 5,616 | 19,437 | 145(33) |
| 芝オフィス (東京都港区) | 業務施設 | 10,902 | 1,336 | 12,238 | 63(15) |

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 金額は消費税等を含めておりません。
3. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。
4. 本社及び芝オフィスの建物は賃借中のものであり、帳簿価額は建物附属設備について記載しております。
本社の建物の年間賃借料は64,145千円、芝オフィスの建物の年間賃借料は30,840千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

| 会社名 事業所名 | 事業所名 (所在地) | セグメント の名称 | 設備の内容 | 投資予定金額 | | 資金調達 方法 | 着手及び完了予定年月 | | 完成後 の増加 能力 |
|-------------|-------------------|--------------|-------|------------|--------------|------------|------------|---------|------------------|
| | | | | 総額 (千円) | 既支払額 (千円) | | 着手 | 完了 | |
| 提出会社 | 本社 (東京都 港区) | 全社 | 本社移転 | 366,793 | 179,793 | 自己資金 | 平成30年5月 | 平成30年8月 | - |

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 上記の金額には、差入敷金及び保証金が含まれております。
3. 完成後の増加能力は、合理的な算定が困難であるため記載を省略しております。
4. 当社グループの報告セグメントは単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

当社は、平成30年8月に本社移転を予定していることから、現在の本社オフィスの原状回復工事に伴う除却等を見込んでおります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 44,978,000 |
| 計 | 44,978,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数 (株) (平成29年11月30日) | 提出日現在発行数 (株) (平成30年2月27日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|---|
| 普通株式 | 19,173,520 | 19,197,760 | 東京証券取引所 (マザーズ市場) | 完全議決権株式であり、権利内容として何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。 |
| 計 | 19,173,520 | 19,197,760 | - | - |

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成30年2月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成25年3月8日開催の臨時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議に基づく平成25年3月8日取締役会決議）

| | 事業年度末現在 (平成29年11月30日) | 提出日の前月末現在 (平成30年1月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 20(注)1 | 20(注)1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 40,000(注)1 | 40,000(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 24(注)2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成27年3月9日 至 平成34年12月28日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) | 発行価格 24 資本組入額 12 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡により新株予約権を取 得するには、当社取締役会 の承認を受けなければなら ない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)5 | 同左 |

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、2,000株であります。ただし、新株予約権の発行日以降に、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、当該株式併合においてはその効力発生時に、新株予約権のうち行使されていないものの目的である株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の発行日以降に、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める新株予約権の目的である株式の数の調整を行います。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われるものとします。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times$$

分割・併合の比率

また、割当日後、当社が時価（上場前は「調整前行使価額」を時価とみなす。以下、同じ。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}$$

$$\text{調整後行使価額} =$$

$$\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

() 新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。

ア 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。)の役員、従業員または顧問のいずれの地位をも喪失した場合。

イ 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。

ウ 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。

エ 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。ただし、当社の取締役会の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。

オ 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。

カ 新株予約権者が死亡した場合。

キ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。

() 上記の他、新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるものとする。

4. 新株予約権の取得の条件

当社が、消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認(株主総会の承認が不要な場合には取締役会の決議)がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 平成29年6月23日開催の臨時取締役会決議により、平成29年6月24日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権（平成26年1月30日開催の臨時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議に基づく平成26年1月30日取締役会決議）

| | 事業年度末現在 （平成29年11月30日） | 提出日の前月末現在 （平成30年1月31日） |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 209（注）1 | 207（注）1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 418,000（注）1 | 414,000（注）1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 200（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成28年2月8日 至 平成36年2月7日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 200 資本組入額 100 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を受けなければならない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）5 | 同左 |

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、2,000株であります。ただし、新株予約権の発行日以降に、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、当該株式併合においてはその効力発生時に、新株予約権のうち行使されていないものの目的である株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の発行日以降に、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める新株予約権の目的である株式の数の調整を行います。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われるものとします。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が時価（上場前は「調整前行使価額」を時価とみなす。以下、同じ。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

() 新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。

ア 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。)の役員、従業員または顧問のいずれの地位をも喪失した場合。

イ 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。

ウ 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。

エ 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。ただし、当社の取締役会の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。

オ 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。

カ 新株予約権者が死亡した場合。

キ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。

() 上記の他、新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるものとする。

4. 新株予約権の取得の条件

当社が、消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認(株主総会の承認が不要な場合には取締役会の決議)がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 平成29年6月23日開催の臨時取締役会決議により、平成29年6月24日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権（平成27年2月25日開催の定時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議に基づく平成27年4月22日取締役会決議）

| | 事業年度末現在 （平成29年11月30日） | 提出日の前月末現在 （平成30年1月31日） |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 450（注）1 | 438（注）1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 9,000（注）1 | 8,760（注）1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 350（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成28年2月8日 至 平成36年2月7日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 350 資本組入額 175 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を受けなければならない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）5 | 同左 |

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、20株であります。ただし、新株予約権の発行日以降に、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、当該株式併合においてはその効力発生時に、新株予約権のうち行使されていないものの目的である株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の発行日以降に、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める新株予約権の目的である株式の数の調整を行います。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われるものとします。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が時価（上場前は「調整前行使価額」を時価とみなす。以下、同じ。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

() 新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。

ア 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員または顧問のいずれの地位をも喪失した場合。

イ 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。

ウ 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。

エ 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。ただし、当社の取締役会の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。

オ 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。

カ 新株予約権者が死亡した場合。

キ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。

() 上記の他、新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるものとする。

4. 新株予約権の取得の条件

当社が、消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会の決議）がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 平成29年6月23日開催の臨時取締役会決議により、平成29年6月24日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権（平成27年2月25日開催の定時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議に基づく平成27年4月22日取締役会決議）

| | 事業年度末現在 （平成29年11月30日） | 提出日の前月末現在 （平成30年1月31日） |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 27,190（注）1 | 26,190（注）1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 543,800（注）1 | 523,800（注）1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 350（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成28年2月8日 至 平成36年2月7日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 367 資本組入額 184 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を受けなければならない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）5 | 同左 |

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、20株であります。ただし、新株予約権の発行日以降に、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、当該株式併合においてはその効力発生時に、新株予約権のうち行使されていないものの目的である株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の発行日以降に、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める新株予約権の目的である株式の数の調整を行います。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われるものとします。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が時価（上場前は「調整前行使価額」を時価とみなす。以下、同じ。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

() 新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。

ア 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。)の役員、従業員または顧問のいずれの地位をも喪失した場合。

イ 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。

ウ 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。

エ 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。ただし、当社の取締役会の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。

オ 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。

カ 新株予約権者が死亡した場合。

キ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。

() 上記の他、新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるものとする。

4. 新株予約権の取得の条件

当社が、消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認(株主総会の承認が不要な場合には取締役会の決議)がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 平成29年6月23日開催の臨時取締役会決議により、平成29年6月24日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権（平成28年2月26日開催の定時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議に基づく平成28年3月16日取締役会決議）

| | 事業年度末現在 （平成29年11月30日） | 提出日の前月末現在 （平成30年1月31日） |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 2,400（注）1 | 2,400（注）1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 48,000（注）1 | 48,000（注）1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 550（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成30年3月17日 至 平成37年3月16日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 550 資本組入額 275 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を受けなければならない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）5 | 同左 |

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、20株であります。ただし、新株予約権の発行日以降に、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、当該株式併合においてはその効力発生時に、新株予約権のうち行使されていないものの目的である株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の発行日以降に、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める新株予約権の目的である株式の数の調整を行います。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われるものとします。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が時価（上場前は「調整前行使価額」を時価とみなす。以下、同じ。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

() 新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。

ア 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員または顧問のいずれの地位にある場合、当該地位を喪失した場合。

イ 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。

ウ 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。

エ 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。ただし、当社の取締役会の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。

オ 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。

カ 新株予約権者が死亡した場合。

キ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。

() 上記の他、新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるものとする。

4. 新株予約権の取得の条件

当社が、消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会の決議）がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 平成29年6月23日開催の臨時取締役会決議により、平成29年6月24日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権（平成28年2月26日開催の定時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議に基づく平成28年3月16日取締役会決議）

| | 事業年度末現在 （平成29年11月30日） | 提出日の前月末現在 （平成30年1月31日） |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 31,939（注）1 | 31,499（注）1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 638,780（注）1 | 629,980（注）1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 550（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成29年3月17日 至 平成37年3月16日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 563 資本組入額 282 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を受けなければならない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）5 | 同左 |

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、20株であります。ただし、新株予約権の発行日以降に、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、当該株式併合においてはその効力発生時に、新株予約権のうち行使されていないものの目的である株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の発行日以降に、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める新株予約権の目的である株式の数の調整を行います。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われるものとします。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が時価（上場前は「調整前行使価額」を時価とみなす。以下、同じ。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

() 新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。

ア 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。)の役員、従業員または顧問のいずれの地位にある場合、当該地位を喪失した場合。

イ 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。

ウ 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。

エ 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。ただし、当社の取締役会の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。

オ 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。

カ 新株予約権者が死亡した場合。

キ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。

() 上記の他、新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるものとする。

4. 新株予約権の取得の条件

当社が、消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認(株主総会の承認が不要な場合には取締役会の決議)がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 平成29年6月23日開催の臨時取締役会決議により、平成29年6月24日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権（平成28年2月26日開催の定時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議に基づく平成28年3月16日取締役会決議）

| | 事業年度末現在 （平成29年11月30日） | 提出日の前月末現在 （平成30年1月31日） |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 10,092（注）1 | 10,092（注）1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 201,840（注）1 | 201,840（注）1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1,500（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成30年3月17日 至 平成37年3月16日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1,505 資本組入額 753 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を受けなければならない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）5 | 同左 |

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、20株であります。ただし、新株予約権の発行日以降に、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、当該株式併合においてはその効力発生時に、新株予約権のうち行使されていないものの目的である株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の発行日以降に、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める新株予約権の目的である株式の数の調整を行います。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われるものとします。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が時価（上場前は「調整前行使価額」を時価とみなす。以下、同じ。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を助案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

() 新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。

ア 新株予約権者が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の決定を受けた場合。

イ 新株予約権者が解散の決議をした場合。

ウ 当社普通株式が国内外の金融商品取引市場において取引銘柄として上場されていない場合。

エ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の重大な規定に違反した場合。

() 上記の他、新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるものとする。

4. 新株予約権の取得の条件

当社が、消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会の決議）がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 平成29年6月23日開催の臨時取締役会決議により、平成29年6月24日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権（平成29年2月28日開催の定時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議に基づく平成29年3月15日取締役会決議）

| | 事業年度末現在 （平成29年11月30日） | 提出日の前月末現在 （平成30年1月31日） |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 16,850（注）1 | 16,300（注）1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 337,000（注）1 | 326,000（注）1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 750（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成32年3月15日 至 平成38年3月14日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 750 資本組入額 375 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を受けなければならない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）5 | 同左 |

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は20株であります。ただし、新株予約権の発行日以降に、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、当該株式併合においてはその効力発生時に、新株予約権のうち行使されていないものの目的である株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の発行日以降に、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める新株予約権の目的である株式の数の調整を行います。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われるものとします。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が時価（上場前は「調整前行使価額」を時価とみなす。以下、同じ。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

() 新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。

ア 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員または顧問のいずれの地位をも喪失した場合。ただし、当社の取締役会において、正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。

イ 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。

ウ 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。

エ 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。ただし、当社の取締役会の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。

オ 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。

カ 新株予約権者が死亡した場合。

キ 当社普通株式が国内外の金融商品取引市場において取引銘柄として上場されていない場合。

ク 新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。

() 上記の他、新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるものとする。

4. 新株予約権の取得の条件

当社が、消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会の決議）がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 平成29年6月23日開催の臨時取締役会決議により、平成29年6月24日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9回新株予約権（平成29年2月28日開催の定時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議に基づく平成29年3月15日取締役会決議）

| | 事業年度末現在 （平成29年11月30日） | 提出日の前月末現在 （平成30年1月31日） |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 1,550（注）1 | 1,550（注）1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 31,000（注）1 | 31,000（注）1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 750（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成32年3月15日 至 平成38年3月14日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 750 資本組入額 375 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を受けなければならない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）5 | 同左 |

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は20株であります。ただし、新株予約権の発行日以降に、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、当該株式併合においてはその効力発生時に、新株予約権のうち行使されていないものの目的である株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の発行日以降に、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める新株予約権の目的である株式の数の調整を行います。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われるものとします。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が時価（上場前は「調整前行使価額」を時価とみなす。以下、同じ。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\begin{aligned} & \text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ \text{調整後行使価額} = & \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

() 新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。

ア 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。)の役員、従業員または顧問のいずれの地位にある場合、当該地位を喪失した場合。

イ 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。

ウ 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。

エ 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。ただし、当社の取締役会の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。

オ 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。

カ 新株予約権者が死亡した場合。

キ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。

() 上記の他、新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるものとする。

4. 新株予約権の取得の条件

当社が、消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認(株主総会の承認が不要な場合には取締役会の決議)がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 平成29年6月23日開催の臨時取締役会決議により、平成29年6月24日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第10回新株予約権（平成29年2月28日開催の定時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議に基づく平成29年6月23日臨時取締役会決議）

| | 事業年度末現在 （平成29年11月30日） | 提出日の前月末現在 （平成30年1月31日） |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 200（注）1 | 200（注）1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 4,000（注）1 | 4,000（注）1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 750（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成32年6月23日 至 平成38年6月22日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 750 資本組入額 375 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を受けなければならない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）5 | 同左 |

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は20株であります。ただし、新株予約権の発行日以降に、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、当該株式併合においてはその効力発生時に、新株予約権のうち行使されていないものの目的である株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の発行日以降に、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める新株予約権の目的である株式の数の調整を行います。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われるものとします。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が時価（上場前は「調整前行使価額」を時価とみなす。以下、同じ。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\begin{aligned} & \text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ \text{調整後行使価額} = & \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

() 新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。

ア 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員または顧問のいずれの地位にある場合、当該地位を喪失した場合。

イ 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。

ウ 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。

エ 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。ただし、当社の取締役会の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。

オ 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。

カ 新株予約権者が死亡した場合。

キ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。

() 上記の他、新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるものとする。

4. 新株予約権の取得の条件

当社が、消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会の決議）がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 平成29年6月23日開催の臨時取締役会決議により、平成29年6月24日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|----------------------|--|--|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成24年12月10日 (注) 1 | 甲種類株式 640 | 普通株式 2,000 甲種類株式 640 | 10,400 | 30,400 | 10,400 | 10,400 |
| 平成25年3月1日 (注) 2 | 普通株式 2,281 | 普通株式 4,281 甲種類株式 640 | 51,322 | 81,722 | 51,322 | 61,722 |
| 平成25年10月22日 (注) 3 | 乙種類株式 1,000 | 普通株式 4,281 甲種類株式 640 乙種類株式 1,000 | 250,000 | 331,722 | 250,000 | 311,722 |
| 平成26年1月19日 (注) 4 | 乙種類株式 110 | 普通株式 4,281 甲種類株式 640 乙種類株式 1,110 | 27,500 | 359,222 | 27,500 | 339,222 |
| 平成26年12月15日 (注) 5 | 普通株式 423,819 甲種類株式 63,360 乙種類株式 109,890 | 普通株式 428,100 甲種類株式 64,000 乙種類株式 111,000 | - | 359,222 | - | 339,222 |
| 平成26年12月19日 (注) 6 | 丙種類株式 80,400 | 普通株式 428,100 甲種類株式 64,000 乙種類株式 111,000 丙種類株式 80,400 | 502,500 | 861,722 | 502,500 | 841,722 |
| 平成26年12月24日 (注) 7 | 丙種類株式 40,000 | 普通株式 428,100 甲種類株式 64,000 乙種類株式 111,000 丙種類株式 120,400 | 250,000 | 1,111,722 | 250,000 | 1,091,722 |

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|----------------------|-----------------------|--|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成27年9月3日 (注) 8 | 丁種類株式 47,968 | 普通株式 428,100 甲種類株式 64,000 乙種類株式 111,000 丙種類株式 120,400 丁種類株式 47,968 | 489,273 | 1,600,996 | 489,273 | 1,580,996 |
| 平成27年10月19日 (注) 9 | 丁種類株式 27,450 | 普通株式 428,100 甲種類株式 64,000 乙種類株式 111,000 丙種類株式 120,400 丁種類株式 75,418 | 279,990 | 1,880,986 | 279,990 | 1,860,986 |
| 平成28年2月26日 (注) 10 | - | 普通株式 428,100 甲種類株式 64,000 乙種類株式 111,000 丙種類株式 120,400 丁種類株式 75,418 | - | 1,880,986 | 1,807,085 | 53,900 |
| 平成28年9月23日 (注) 11 | 戊種類株式 34,167 | 普通株式 428,100 甲種類株式 64,000 乙種類株式 111,000 丙種類株式 120,400 丁種類株式 75,418 戊種類株式 34,167 | 410,004 | 2,290,990 | 410,004 | 463,904 |

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|-------------------------------------|--|--|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成29年5月15日 (注)12 | - | 普通株式 428,100 甲種類株式 64,000 乙種類株式 111,000 丙種類株式 120,400 丁種類株式 75,418 戊種類株式 34,167 | 425,068 | 1,865,921 | 463,904 | - |
| 平成29年6月23日 (注)13 | 普通株式 404,985 甲種類株式 64,000 乙種類株式 111,000 丙種類株式 120,400 丁種類株式 75,418 戊種類株式 34,167 | 普通株式 833,085 | - | 1,865,921 | - | - |
| 平成29年6月24日 (注)14 | 普通株式 15,828,615 | 普通株式 16,661,700 | - | 1,865,921 | - | - |
| 平成29年9月28日 (注)15 | 普通株式 1,617,700 | 普通株式 18,279,400 | 1,159,688 | 3,025,610 | 1,159,688 | 1,159,688 |
| 平成29年11月1日 (注)16 | 普通株式 382,300 | 普通株式 18,661,700 | 274,061 | 3,299,671 | 274,061 | 1,433,749 |
| 平成29年11月1日～ 平成29年11月30日 (注)17 | 普通株式 511,820 | 普通株式 19,173,520 | 51,026 | 3,350,697 | 51,026 | 1,484,776 |

(注)1. 有償第三者割当

割当先 マネックス・ビジネス・インキュベーション株式会社(現マネックスベンチャーズ株式会社)、造田洋典

発行価格 32,500円

資本組入額 16,250円

2. 有償第三者割当

主要な割当先 辻庸介、浅野千尋、早坂順一郎、他14名

発行価格 45,000円

資本組入額 22,500円

3. 有償第三者割当

割当先 ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合

発行価格 500,000円

資本組入額 250,000円

4. 有償第三者割当

割当先 TBSイノベーション・パートナーズ投資事業組合、三菱UFJキャピタル4号投資事業有限責任組合

発行価格 500,000円

資本組入額 250,000円

5. 株式分割

平成26年12月11日の株主名簿に記録された株主に対し、分割比率を1:100として分割いたしました。

6. 有償第三者割当
主要な割当先 ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合、MS1VC2012V投資事業有限責任組合、他7社
発行価格 12,500円
資本組入額 6,250円
7. 有償第三者割当
割当先 株式会社クレディセゾン
発行価格 12,500円
資本組入額 6,250円
8. 有償第三者割当
割当先 SBIホールディングス株式会社、株式会社静岡銀行、ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合
発行価格 20,400円
資本組入額 10,200円
9. 有償第三者割当
主要な割当先 三井物産株式会社、FENOX VENTURE COMPANY IX,L.P.、他3社
発行価格 20,400円
資本組入額 10,200円
10. 資本準備金額の減少
資本準備金1,860,986千円を1,807,085千円減少し、53,900千円といたしました。
11. 有償第三者割当
主要な割当先 みずほ FinTech 投資事業有限責任組合、株式会社北洋銀行、他9社
発行価格 24,000円
資本組入額 12,000円
12. 資本金及び資本準備金の減少
資本金2,290,990千円を425,068千円減少し、1,865,921千円といたしました。
資本準備金463,904千円を全額減少し、0円といたしました。
13. 定款及び平成29年6月23日開催の臨時取締役会決議に基づき甲種類株式、乙種類株式、丙種類株式、丁種類株式及び戊種類株式の取得条項を行使したことにより、平成29年6月23日付で甲種類株式64,000株、乙種類株式111,000株、丙種類株式120,400株、丁種類株式75,418株及び戊種類株式34,167株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ64,000株、111,000株、120,400株、75,418株、34,167株交付しております。また、同日の取締役会決議により、同日付で自己株式として保有する甲種類株式、乙種類株式、丙種類株式、丁種類株式及び戊種類株式をすべて消却しております。
14. 平成29年6月24日の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、分割比率を1:20として分割いたしました。
15. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
発行価格 1,550円
引受価額 1,433.75円
資本組入額 716.875円
払込金総額 2,319,377千円
16. 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売り出しに関連した第三者割当増資）
発行価格 1,550円
引受価額 1,433.75円
資本組入額 716.875円
割当先 S M B C 日興証券株式会社
17. 新株予約権の行使による増加
18. 平成29年12月1日から平成30年1月31日までの間に新株予約権の行使により、発行済株式総数が24,240株、資本金及び資本準備金がそれぞれ4,341千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成29年11月30日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | 単元未満 株式の状況 (株) | |
|-----------------|---------------------|--------|--------------|------------|--------|-----|---------|----------------------|-------|
| | 政府及び 地方公共 団体 | 金融機関 | 金融商品 取引業者 | その他の 法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | | 計 |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | - | 20 | 40 | 76 | 41 | 7 | 4,827 | 5,011 | - |
| 所有株式数 (単元) | - | 21,191 | 4,850 | 27,422 | 14,088 | 15 | 124,136 | 191,702 | 3,320 |
| 所有株式数の 割合(%) | - | 11.1 | 2.5 | 14.3 | 7.4 | 0.0 | 64.7 | 100.0 | - |

(注)平成29年6月23日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、1単元100株とする単元株制度を採用しております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年11月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) |
|-------------------------|-----------------|--------------|--------------------------------|
| 辻 庸介 | 東京都港区 | 3,349,100 | 17.46 |
| ジャフコSV4共有投資事業有 限責任組合 | 東京都千代田区大手町1-5-1 | 1,874,400 | 9.77 |
| 浅野 千尋 | 東京都江東区 | 1,431,000 | 7.46 |
| 市川 貴志 | 東京都墨田区 | 1,168,800 | 6.09 |
| 株式会社クレディセゾン | 東京都豊島区東池袋3-1-1 | 800,000 | 4.17 |
| 株式会社静岡銀行 | 静岡県静岡市葵区呉服町1-10 | 594,120 | 3.09 |
| SBIホールディングス株式会 社 | 東京都港区六本木1-6-1 | 567,200 | 2.95 |
| 瀧 俊雄 | 東京都港区 | 560,200 | 2.92 |
| マネックスベンチャーズ株式会 社 | 東京都港区赤坂1-12-32 | 465,000 | 2.42 |
| 都築 貴之 | 東京都江東区 | 370,000 | 1.92 |
| 計 | - | 11,179,820 | 58.31 |

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成29年11月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-----------------|----------|-----------------------|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | - | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 19,170,200 | 191,702 | 「1(1) 発行済株式」の内容の記載を参照 |
| 単元未満株式 | 普通株式 3,320 | - | 1単元(100株)未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 19,173,520 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 191,702 | - |

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

第1回新株予約権(平成25年3月8日開催の臨時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議に基づく平成25年3月8日取締役会決議)

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成25年3月8日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 4 当社従業員 2 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |

(注) 従業員の取締役就任及び退職による権利喪失、新株予約権の権利行使により、本報告書提出日の前月末現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役1名となっております。

第2回新株予約権（平成26年1月30日開催の臨時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議に基づく平成26年1月30日取締役会決議）

| | |
|--------------------------|--------------------------------|
| 決議年月日 | 平成26年1月30日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役 4 当社従業員 12 社外協力者 4 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |

（注）従業員の取締役就任及び退職による権利喪失により、本報告書提出日の前月末現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役5名、当社従業員7名、社外協力者4名となっております。

第3回新株予約権（平成27年2月25日開催の定時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議に基づく平成27年4月22日取締役会決議）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成27年4月22日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役 1 社外協力者 5 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |

第4回新株予約権（平成27年2月25日開催の定時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議に基づく平成27年4月22日取締役会決議）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成27年4月22日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役 4 当社従業員 38 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |

（注）従業員の取締役就任及び退職による権利喪失及び権利の譲渡により、本報告書提出日の前月末現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役6名、当社従業員24名となっております。

第5回新株予約権（平成28年2月26日開催の定時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議に基づく平成28年3月16日取締役会決議）

| | |
|--------------------------|------------------------------------|
| 決議年月日 | 平成28年3月16日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社社外取締役 2 当社社外監査役 3 社外協力者 39 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |

（注）退任による権利喪失により、本報告書提出日の前月末現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役1名、当社監査役3名、社外協力者39名となっております。

第 6 回新株予約権（平成28年 2 月26日開催の定時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議に基づく平成28年 3 月16日取締役会決議）

| | |
|--------------------------|--------------------------------|
| 決議年月日 | 平成28年 3 月16日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役 4 当社従業員 55 社外協力者 1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（ 2 ）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「（ 2 ）新株予約権等の状況」に記載しております。 |

（注）従業員の取締役就任及び退職による権利喪失及び権利放棄により、本書提出日の前月末現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役 5 名、当社従業員42名となっております。

第 7 回新株予約権（平成28年 2 月26日開催の定時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議に基づく平成28年 3 月16日取締役会決議）

| | |
|--------------------------|----------------------------|
| 決議年月日 | 平成28年 3 月16日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取引先 2 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（ 2 ）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「（ 2 ）新株予約権等の状況」に記載しております。 |

第8回新株予約権（平成29年2月28日開催の定時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議に基づく平成29年3月15日取締役会決議）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成29年3月15日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役 6 当社従業員 79 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |

（注）従業員の退職および権利放棄により、本報告書提出日の前月末現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役6名、当社従業員76名となっております。

第9回新株予約権（平成29年2月28日開催の定時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議に基づく平成29年3月15日取締役会決議）

| | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| 決議年月日 | 平成29年3月15日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社社外取締役 2 当社社外監査役 3 社外協力者 6 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |

第10回新株予約権（平成29年2月28日開催の定時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議に基づく平成29年6月23日臨時取締役会決議）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成29年6月23日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社社外取締役 1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第1号及び第4号に該当する甲種類株式、乙種類株式、丙種類株式、丁種類株式及び戊種類株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|-----------------|---------------|----------|
| 当事業年度における取得自己株式 | 甲種類株式 64,000 | - |
| | 乙種類株式 111,000 | |
| | 丙種類株式 120,400 | |
| | 丁種類株式 75,418 | |
| | 戊種類株式 34,167 | |
| 当期間における取得自己株式 | - | - |

(注) 当社は、定款及び平成29年6月23日開催の臨時取締役会決議に基づき甲種類株式、乙種類株式、丙種類株式、丁種類株式及び戊種類株式の取得請求権を行使したことにより、平成29年6月23日付で甲種類株式64,000株、乙種類株式111,000株、丙種類株式120,400株、丁種類株式75,418株及び戊種類株式34,167株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ64,000株、111,000株、120,400株、75,418株、34,167株交付しております。また、同日の取締役会決議により、同日付で自己株式として保有する甲種類株式、乙種類株式、丙種類株式、丁種類株式及び戊種類株式をすべて消却しております。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 株式の種類 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|-----------------------------|-------|-------------|------------|--------|------------|
| | | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | - | - | - | - | - |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | 甲種類株式 | 64,000(注)1 | - | - | - |
| | 乙種類株式 | 111,000(注)2 | - | - | - |
| | 丙種類株式 | 120,400(注)3 | - | - | - |
| | 丁種類株式 | 75,418(注)4 | - | - | - |
| | 戊種類株式 | 34,167(注)5 | - | - | - |
| 合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | - | - | - | - | - |
| その他(-) | - | - | - | - | - |
| 保有自己株式数 | - | - | - | - | - |

(注) 1. 平成29年6月23日開催の臨時取締役会決議により、同日付で当該甲種類株式をすべて消却しております。
2. 平成29年6月23日開催の臨時取締役会決議により、同日付で当該乙種類株式をすべて消却しております。
3. 平成29年6月23日開催の臨時取締役会決議により、同日付で当該丙種類株式をすべて消却しております。
4. 平成29年6月23日開催の臨時取締役会決議により、同日付で当該丁種類株式をすべて消却しております。
5. 平成29年6月23日開催の臨時取締役会決議により、同日付で当該戊種類株式をすべて消却しております。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、創業して間もないことから、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。なお、内部留保資金につきましては、将来の成長に向けた運転資金として有効活用していく所存であります。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 決算年月 | 平成25年11月 | 平成26年11月 | 平成27年11月 | 平成28年11月 | 平成29年11月 |
| 最高(円) | - | - | - | - | 3,540 |
| 最低(円) | - | - | - | - | 2,692 |

(注)1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

2. 当社株式は、平成29年9月29日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成29年6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 |
|-------|---------|----|----|-------|-------|-------|
| 最高(円) | - | - | - | 3,275 | 3,425 | 3,540 |
| 最低(円) | - | - | - | 2,931 | 2,692 | 2,943 |

(注)1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

2. 当社株式は、平成29年9月29日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性 13名 女性 - 名（役員のうち女性の比率 - %）

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------|---------------------|-------|--------------|--|------|--------------|
| 代表取締役 | 社長CEO | 辻 庸介 | 昭和51年6月30日生 | 平成13年4月 ソニー株式会社入社 平成16年1月 マネックス証券株式会社出向 平成19年7月 同社へ転籍 平成24年2月 同社マーケティング部長兼COO補佐 平成24年5月 当社設立 平成24年11月 当社代表取締役社長CEO（現任） 平成28年9月 一般社団法人Business IT推進協会代表理事（現任） 平成29年3月 MF KESSAI株式会社取締役（現任） 平成29年10月 mirai talk株式会社代表取締役（現任） 平成29年11月 株式会社クラビス取締役（現任） | (注)3 | 3,349,100 |
| 取締役 | 執行役員 Fintech研究所長 | 瀧 俊雄 | 昭和56年6月17日生 | 平成16年4月 野村證券株式会社入社 平成24年5月 当社設立 平成24年10月 当社入社 平成24年11月 当社取締役 平成27年7月 当社取締役 Fintech研究所長 平成28年12月 当社取締役執行役員 Fintech研究所長（現任） 平成29年11月 一般社団法人電子決済代行事業者準備協会代表理事（現任） | (注)3 | 560,200 |
| 取締役 | 執行役員 | 都築 貴之 | 昭和50年11月7日生 | 平成13年4月 ソニー株式会社入社 平成20年4月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメントへ出向 平成25年1月 当社入社 取締役 平成28年12月 当社取締役執行役員（現任） | (注)3 | 370,000 |
| 取締役 | 執行役員CISO | 市川 貴志 | 昭和54年2月15日生 | 平成12年5月 マネックス証券株式会社入社 平成23年1月 株式会社Seeds入社 平成24年5月 当社設立 平成25年1月 当社入社 平成26年10月 当社執行役員CISO（平成27年11月にCISOに役割変更） 平成29年2月 当社取締役執行役員CISO（現任） | (注)3 | 1,168,800 |
| 取締役 | 執行役員CFO | 金坂 直哉 | 昭和59年11月27日生 | 平成19年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 平成24年9月 Goldman, Sachs & Co. サンフランシスコオフィス出向 平成26年9月 当社入社 平成27年1月 当社経営企画本部長 平成27年6月 当社執行役員CFO 平成29年2月 当社取締役執行役員CFO（現任） | (注)3 | 15,000 |
| 取締役 | 執行役員CTO | 中出 匠哉 | 昭和52年3月20日生 | 平成13年4月 ジュビターショップチャンネル株式会社入社 平成19年7月 株式会社シンプレクス・テクノロジー（現シンプレクス株式会社）入社 平成27年5月 当社入社 平成28年12月 当社CTO 平成29年12月 当社執行役員CTO 平成30年2月 当社取締役執行役員CTO（現任） | (注)3 | - |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-----|------|-------|--------------|---|------|--------------|
| 取締役 | 執行役員 | 坂 裕和 | 昭和53年5月6日生 | 平成13年4月 国際証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社 平成19年5月 マネックス証券株式会社入社 平成20年12月 弁護士登録 平成21年1月 株式会社SBI証券入社 平成23年10月 SBIホールディングス株式会社へ出向 平成24年6月 SBIマネープラザ株式会社取締役 平成25年10月 SBIホールディングス株式会社社長室長 平成28年1月 当社入社 平成28年12月 当社執行役員管理本部長 平成29年3月 MF KESSAI株式会社取締役(現任) 平成29年10月 mirai talk株式会社取締役(現任) 平成30年2月 当社取締役執行役員管理本部長(現任) | (注)3 | 2,400 |
| 取締役 | - | 車谷 暢昭 | 昭和32年12月23日生 | 昭和55年4月 株式会社三井銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 平成19年4月 同社執行役員 平成22年1月 同社常務執行役員 平成24年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 平成24年6月 同社取締役 平成25年4月 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 平成27年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ副社長執行役員 株式会社三井住友銀行代表取締役兼副頭取執行役員 平成29年5月 シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン株式会社代表取締役会長兼共同代表(現任) 平成29年6月 シャープ株式会社取締役(現任) 当社取締役(現任) | (注)3 | - |
| 取締役 | - | 田中 正明 | 昭和28年4月1日生 | 昭和52年4月 株式会社三菱銀行入行 平成16年6月 株式会社東京三菱銀行執行役員 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ執行役員 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員 平成19年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員 ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニア頭取兼最高経営責任者 平成22年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員 平成23年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行専務執行役員 平成24年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役副社長 平成27年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行上級顧問 平成28年9月 PwCインターナショナル シニア グローバルアドバイザー(現任) 平成29年2月 金融庁参与(現任) 平成29年6月 QUOINE株式会社取締役(現任) 平成30年2月 当社取締役(現任) | (注)3 | - |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------|----|-------|--------------|---|-------|--------------|
| 取締役 | - | 倉林 陽 | 昭和49年6月25日生 | 平成9年4月 富士通株式会社入社 平成15年1月 三井物産株式会社入社 平成21年5月 Globespan Capital Partners入社 Director 平成23年5月 株式会社セールスフォース・ドットコム入社 Senior Director, Corporate Development & Salesforce Ventures 平成27年3月 Draper Nexus Ventures入社 Managing Director (現任) 平成30年2月 当社取締役 (現任) | (注) 3 | 83,200 |
| 常勤監査役 | - | 上田 洋三 | 昭和17年9月7日生 | 昭和44年7月 日本電気株式会社入社 昭和63年8月 株式会社メルコ (現株式会社パッファロー) 入社 平成2年6月 同社取締役 平成7年6月 同社常務取締役 平成11年5月 株式会社メルコテクノスクール代表取締役社長 平成13年6月 株式会社メルコ (現株式会社メルコホールディングス) 常勤監査役 平成17年5月 株式会社デジタルフォレスト常勤監査役 平成20年4月 株式会社シリウステクノロジーズ監査役 平成20年8月 スパイシーソフト株式会社監査役 (現任) 平成23年10月 PVG Solutions株式会社監査役 平成26年4月 ジェイモードエンタープライズ株式会社常勤監査役 平成27年2月 当社常勤監査役 (現任) | (注) 4 | - |
| 監査役 | - | 田中 克幸 | 昭和39年12月15日生 | 平成5年4月 弁護士登録、湯浅法律特許事務所 (現コアサハラ法律特許事務所) 入所 平成10年9月 中央国際法律事務所 入所 平成18年5月 東京靖和総合法律事務所 設立 パートナー (現任) 平成30年2月 当社監査役 (現任) | (注) 5 | - |
| 監査役 | - | 瓜生 英敏 | 昭和50年3月28日生 | 平成11年4月 ゴールドマン・サックス証券会社 (現ゴールドマン・サックス証券株式会社) 入社 平成17年3月 Goldman, Sachs & Co. サンフランシスコオフィス出向 平成18年1月 同社ヴァイス・プレジデント 平成18年3月 ゴールドマン・サックス証券会社 ヴァイス・プレジデント 平成24年1月 ゴールドマン・サックス証券株式会社 マネージング・ディレクター 平成30年2月 当社監査役 (現任) | (注) 5 | - |
| 計 | | | | | | 5,548,700 |

- (注) 1. 取締役車谷暢昭、田中正明及び倉林陽は、社外取締役であります。
2. 監査役上田洋三、田中克幸及び瓜生英敏は、社外監査役であります。
3. 任期は、平成30年2月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 任期は、平成29年6月23日開催の臨時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 任期は、平成30年2月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 当社では、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と、各部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために、執行役員制度を導入しております。取締役でない執行役員は以下のとおりであります。

| 職名 | 氏名 |
|---------------------------------|-------|
| MFクラウドマーケティング本部長兼Fintech事業推進本部長 | 田平 公伸 |
| MFクラウドサービス開発本部長 | 山田 一也 |
| 福岡拠点担当 | 黒田 直樹 |
| 社長付 渉外・事業開発責任者 | 神田 潤一 |
| 提携・M&A 戦略担当 | 菅藤 達也 |

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、事業環境が刻一刻と変化するIT業界において企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、長期的かつ安定的な株主価値の向上に努めております。

全てのステークホルダーを尊重し、企業の健全性、透明性を高めるとともに、長期的かつ安定的な株主価値の向上に努めるため、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要

プラットフォームサービス事業を中核とする当社においては、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

当社は、会社の機関として、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、その他として経営会議及び執行役員制度を設けております。当社の各機関等の内容は以下のとおりであります。

a．取締役会

当社の取締役会は、取締役10名（うち社外取締役3名）で構成され、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。

b．監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成されております。監査役会は、毎月1回定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。

なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

c．会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

d．経営会議

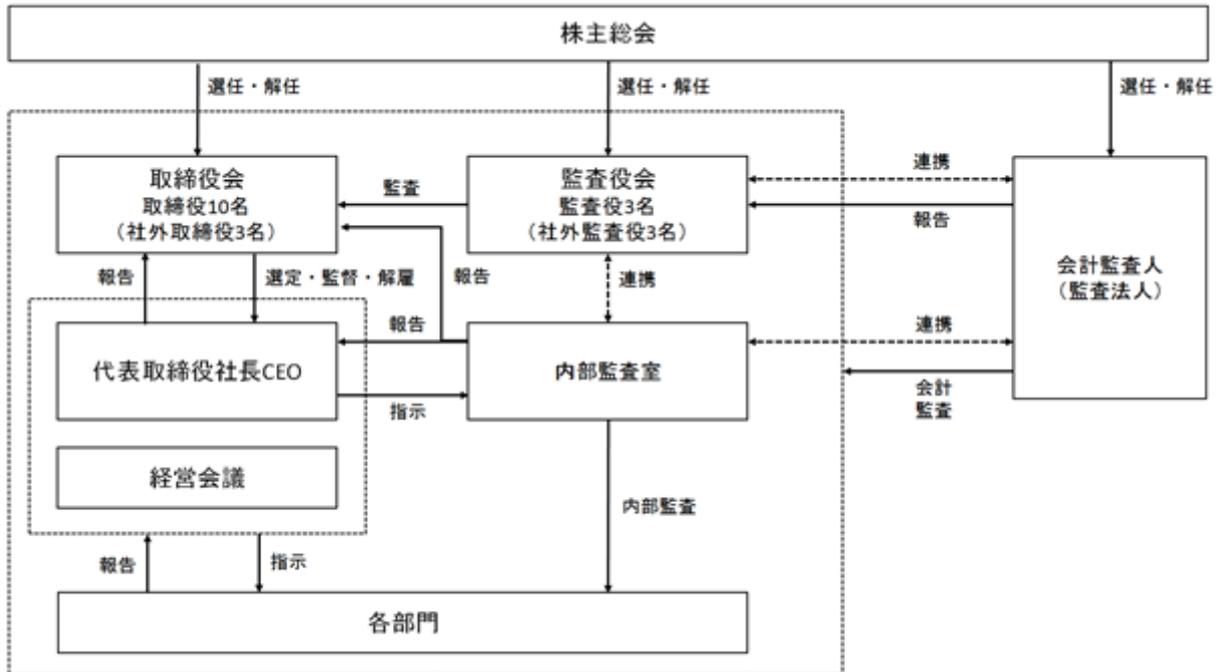
経営会議は、経営及び業務執行に関する機動的な意思決定機関として設置しております。出席者は常勤取締役及び執行役員、その他代表取締役社長CEOが必要と認められた者で構成され、毎月1回以上開催して経営に関する重要事項の審議及び決議等を行っております。また、必要に応じて常勤監査役も経営会議に参加し、経営会議の運営状況を監視しております。

e．執行役員制度

当社では経営及び監督機能と業務執行機能の分離をすることで、経営の効率化や意思決定の迅速化を目的として平成26年10月から執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会によって選任され、経営会議に出席するほか、取締役会の決議により定められた担当業務の意思決定及び業務執行を行っております。

ロ．当社のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社のコーポレート・ガバナンスの状況を図示すると以下のとおりとなります。



ハ．内部統制システムの整備の状況

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、取締役会において「内部統制システム整備の基本方針」を定めております。

a．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務執行を監督する取締役会及び監査する権限を持つ監査役会を設置し、社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役の職務の執行について厳正な監視を行い、取締役の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合することを確保します。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程の定めその他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築します。
- (b) 保管・管理されている情報は、取締役及び監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持します。

c．損失の危機の管理に関する規程その他の体制

損失の危機の管理に関する体制は、社内外の情報が集まる取締役会において、リスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行います。また、必要に応じて各部門の担当者を取締役会に出席させ、リスクの識別と評価に関して報告を実施します。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月1回の定時取締役会の開催の他、必要に応じて随時開催する臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行います。
- (b) 業務執行に関しては、社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行います。

- e. 当該会社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」「損失の危機の管理に関する規程その他の体制」及び「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の記載事項の全てについて、グループとしての管理体制を構築、整備及び運用します。
 - (b) グループ各社は、事業部門ごとに連携し、当社と情報共有を図ります。
 - (c) 当社内部監査室は、当社グループ各社に対して監査を実施します。
- f. 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
- 監査役会又は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助する使用人として、必要な人員を配置します。
- g. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとします。
- h. 監査役を補助する使用人に対する監査役からの指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査役職務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役に移譲されるものとし、代表取締役社長CEOの指揮命令は受けないものとします。
 - (b) 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底します。
- i. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 監査役は、取締役会に出席して重要事項等の報告を受けます。
 - (b) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告するものとします。
- j. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 社内規程において、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定めます。
 - (b) 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底します。
- k. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (a) 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有します。
 - (b) 監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに支出するものとします。
- l. 監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 代表取締役社長CEOは、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図るものとします。
 - (b) 監査役は定期的に会計監査人、内部監査室と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。
- m. 反社会的勢力を排除するための体制
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。

二．リスク管理体制の整備の状況

当社におけるリスク管理体制は、管理本部が主管部署となっております。管理本部は、各部との連携を図り、情報を収集・共有することによって、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

さらに、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

また、当社の内部監査室が、リスク管理体制全般の適切性、有効性を検証しております。

内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

イ．内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、内部監査室所属の2名が担当しており、当社が定める内部監査規程に基づき、内部監査計画を策定し、代表取締役社長CEOの承認を得た上で、全部署に対して実施し、監査結果については代表取締役社長CEOに報告する体制となっております。内部監査は、当社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、経営方針、法令、定款及び諸規程への準拠性を確かめ、会社財産の保全、業務運営の適正性の確保を図り、もって経営の合理化と効率向上に資することを基本方針として実施しております。なお、内部監査室は監査役、会計監査人ともそれぞれ独立した監査を実施しつつも、随時情報交換を行なうなど、相互連携による効率性の向上を目指しております。

当社の監査役会は、社外監査役3名により構成され、うち1名の常勤監査役を選任しております。各監査役は、定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催されている監査役会において、情報共有を図っております。監査役監査は、毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会への出席、実地監査、取締役又は使用人への意見聴取を行っております。さらに、内部監査室及び会計監査人との連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

ロ．会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計に関する事項の監査を受けております。同監査法人及び当社の監査に従事する同監査法人の業務執行社員の間には特別な利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士は吉村孝郎及び淡島國和の2名であり、補助者の構成は公認会計士3名、その他5名となっております。なお、監査継続年数が7年以内のため、年数の記載を省略しております。

社外取締役及び社外監査役に関する事項

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であります。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役の車谷暢昭氏は、メガバンクの副頭取を務めたことから、経営に関する豊富な経験と知見を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。

社外取締役の田中正明氏は、メガバンクの経営に携わり、グローバルな金融分野における豊富な経験と知見を、当社の経営に活かしていただけたとの判断から選任しております。

社外取締役の倉林陽氏は、国内外の新規事業へ豊富な投資経験を有し、幅広い企業経営に関する知見を、当社の経営に活かしていただけたとの判断から選任しております。

社外監査役の上田洋三氏は、豊富な経営管理の知識等があり、経営監視機能の客観性及び中立性を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。

社外監査役の田中克幸氏は、企業法務経験に基づく豊富な知識と経験を有しており、当社の監査に活かしていただけたとの判断から選任しております。

社外監査役の瓜生英敏氏は、大手投資銀行にて、国内外の企業M&Aアドバイザー業務の豊富な経験を有し、グローバル企業における財務・会計に関する豊富な知見を、当社の監査に活かしていただけたとの判断から選任しております。

なお、車谷暢昭氏は当社新株予約権を240個、田中正明氏は当社新株予約権を100個、倉林陽氏は当社株式を83,200株、上田洋三氏は当社新株予約権を218個保有しております。この関係以外に、当社と社外取締役及び社外監査役の間に、人的関係、資本的關係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、社外役員、取締役会又は監査役会等を通じて、監査役監査、内部監査及び会計監査の報告を受けるとともに、必要に応じて適宜打合わせを行い、相互連携を図っております。

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | 対象となる役員の 員数(名) |
|--------------------|----------------|----------------|------------|----|-------------------|
| | | 基本報酬 | ストック・オプション | 賞与 | |
| 取締役 (社外取締役を除く。) | 87,000 | 87,000 | - | - | 7 |
| 社外取締役 | 14,160 | 14,160 | - | - | 3 |
| 監査役 (社外監査役を除く。) | - | - | - | - | - |
| 社外監査役 | 16,800 | 16,800 | - | - | 3 |

ロ．提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

ハ．使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

二．役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役会にて決定しております。

監査役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、監査役会にて決定しております。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

4銘柄 98,052千円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当

当社は、株主への利益配分の機会を充実させる観点から、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議によって毎年5月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を確保するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって、市場取引等により自己株式を取得することのできる旨を定款に定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において役員（及び役員であったものを含む）が会社法第426条第1項の規定により、損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができることとしております。当該責任免除が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

取締役及び監査役の責任免除

当社と社外取締役及び社外監査役は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| 区分 | 前事業年度 | | 当連結会計年度 | |
|-------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬（千円） | 非監査業務に基づく報酬（千円） | 監査証明業務に基づく報酬（千円） | 非監査業務に基づく報酬（千円） |
| 提出会社 | 15,500 | - | 17,000 | 1,000 |
| 連結子会社 | - | - | - | - |
| 計 | 15,500 | - | 17,000 | 1,000 |

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

監査公認会計士等の非監査業務に関しては、株式上場申請のためのコンフォートレター作成業務です。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査公認会計士等からの見積提案をもとに監査計画、監査の日数等を検討し、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当連結会計年度(平成28年12月1日から平成29年11月30日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っていません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年12月1日から平成29年11月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成28年12月1日から平成29年11月30日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等に迅速に対応出来る体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーへの参加及び刊行物の定期購読等を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

| 当連結会計年度 (平成29年11月30日) | |
|--------------------------|-----------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 5,727,354 |
| 売掛金 | 347,897 |
| たな卸資産 | 7,498 |
| その他 | 116,236 |
| 貸倒引当金 | 3,729 |
| 流動資産合計 | 6,195,257 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | |
| 建物 | 37,042 |
| 減価償却累計額 | 11,950 |
| 建物(純額) | 25,091 |
| 工具、器具及び備品 | 24,113 |
| 減価償却累計額 | 13,335 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 10,778 |
| 有形固定資産合計 | 35,870 |
| 無形固定資産 | |
| のれん | 796,608 |
| ソフトウェア | 3,332 |
| 無形固定資産合計 | 799,941 |
| 投資その他の資産 | |
| 投資有価証券 | 98,052 |
| 敷金及び保証金 | 267,495 |
| その他 | 747 |
| 投資その他の資産合計 | 366,295 |
| 固定資産合計 | 1,202,106 |
| 資産合計 | 7,397,364 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 買掛金 | 87,071 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 310,000 |
| 未払金 | 179,918 |
| 未払費用 | 165,153 |
| 未払法人税等 | 23,880 |
| 前受収益 | 579,960 |
| その他 | 84,637 |
| 流動負債合計 | 1,430,622 |
| 固定負債 | |
| 長期借入金 | 1,955,000 |
| 固定負債合計 | 1,955,000 |
| 負債合計 | 3,385,622 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 3,350,697 |
| 資本剰余金 | 1,484,776 |
| 利益剰余金 | 842,814 |
| 株主資本合計 | 3,992,659 |
| 新株予約権 | 17,583 |
| 非支配株主持分 | 1,500 |
| 純資産合計 | 4,011,742 |
| 負債純資産合計 | 7,397,364 |

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 (自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日) |
|--------------------|--|
| 売上高 | 2,899,548 |
| 売上原価 | 959,063 |
| 売上総利益 | 1,940,485 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,737,783 |
| 営業損失() | 797,298 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 19 |
| その他 | 311 |
| 営業外収益合計 | 331 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 11,010 |
| 株式交付費 | 11,045 |
| 上場関連費用 | 13,657 |
| その他 | 1,634 |
| 営業外費用合計 | 37,348 |
| 経常損失() | 834,315 |
| 特別利益 | |
| 新株予約権戻入益 | 605 |
| 特別利益合計 | 605 |
| 税金等調整前当期純損失() | 833,709 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 9,105 |
| 当期純損失() | 842,814 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | - |
| 親会社株主に帰属する当期純損失() | 842,814 |

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 (自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日) |
|--------------|--|
| 当期純損失() | 842,814 |
| 包括利益 | 842,814 |
| (内訳) | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 842,814 |
| 非支配株主に係る包括利益 | - |

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------|-----------|-----------|---------|-----------|--------|---------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 | | | |
| 当期首残高 | 2,290,990 | 463,904 | 888,972 | 1,865,921 | 20,920 | - | 1,886,842 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | 1,433,750 | 1,433,749 | | 2,867,500 | | | 2,867,500 |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | 51,026 | 51,026 | | 102,052 | | | 102,052 |
| 減資 | 425,068 | 425,068 | | - | | | - |
| 欠損填補 | | 888,972 | 888,972 | - | | | - |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（ ） | | | 842,814 | 842,814 | | | 842,814 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | 3,337 | 1,500 | 1,837 |
| 当期変動額合計 | 1,059,707 | 1,020,871 | 46,158 | 2,126,737 | 3,337 | 1,500 | 2,124,900 |
| 当期末残高 | 3,350,697 | 1,484,776 | 842,814 | 3,992,659 | 17,583 | 1,500 | 4,011,742 |

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 (自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日) | |
|--------------------------|--|-----------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純損失() | | 833,709 |
| 減価償却費 | | 15,793 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | | 2,817 |
| 受取利息及び受取配当金 | | 19 |
| 支払利息 | | 11,010 |
| 株式交付費 | | 11,045 |
| 上場関連費用 | | 13,657 |
| 売上債権の増減額(は増加) | | 144,113 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | | 2,461 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | | 46,516 |
| 未払金の増減額(は減少) | | 62,419 |
| 未払費用の増減額(は減少) | | 51,295 |
| 前受収益の増減額(は減少) | | 265,580 |
| その他 | | 22,811 |
| 小計 | | 477,356 |
| 利息及び配当金の受取額 | | 19 |
| 利息の支払額 | | 14,776 |
| 法人税等の支払額 | | 6,637 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | 498,750 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | | 9,336 |
| 無形固定資産の取得による支出 | | 1,180 |
| 投資有価証券の取得による支出 | | 68,025 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | | 201,503 |
| 敷金及び保証金の回収による収入 | | 252 |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出 | 2 | 786,311 |
| その他 | | 550 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | 1,065,554 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 長期借入れによる収入 | | 1,800,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | | 135,000 |
| 株式の発行による収入 | | 2,955,775 |
| 非支配株主からの払込みによる収入 | | 1,500 |
| 上場関連費用の支出 | | 13,657 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | 4,608,618 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | | 3,044,313 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | | 2,683,041 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 1 | 5,727,354 |

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社
連結子会社の名称 株式会社MF Alpha Lab
MF KESSAI株式会社
MF HOSHO株式会社
mirai talk株式会社
株式会社クラビス

上記のうち、株式会社MF Alpha Lab、MF KESSAI株式会社、MF HOSHO株式会社、mirai talk株式会社については新規設立し、株式会社クラビスについては株式を取得し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち株式会社MF Alpha Lab、MF KESSAI株式会社、MF HOSHO株式会社及びmirai talk株式会社の決算日は9月30日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、10月1日から連結決算日11月30日までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

イ 商品、仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

ロ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～8年

工具、器具及び備品 4～10年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却方法については、10年間の定額法により償却を行っております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

| | 当連結会計年度 (平成29年11月30日) |
|-----|--------------------------|
| 商品 | 76千円 |
| 仕掛品 | 759 |
| 貯蔵品 | 6,661 |

(連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 当連結会計年度 (自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日) |
|----------|--|
| 給料及び手当 | 863,273千円 |
| 広告宣伝費 | 836,910 |
| 退職給付費用 | 24,980 |
| 貸倒引当金繰入額 | 3,704 |

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自平成28年12月1日至平成29年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度期首 株式数(株) | 当連結会計年度増加 株式数(株) | 当連結会計年度減少 株式数(株) | 当連結会計年度末株 式数(株) |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 428,100 | 18,745,420 | - | 19,173,520 |
| 甲種類株式 | 64,000 | - | 64,000 | - |
| 乙種類株式 | 111,000 | - | 111,000 | - |
| 丙種類株式 | 120,400 | - | 120,400 | - |
| 丁種類株式 | 75,418 | - | 75,418 | - |
| 戊種類株式 | 34,167 | - | 34,167 | - |
| 合計 | 833,085 | 18,745,420 | 404,985 | 19,173,520 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | - | - | - | - |
| 甲種類株式 | - | 64,000 | 64,000 | - |
| 乙種類株式 | - | 111,000 | 111,000 | - |
| 丙種類株式 | - | 120,400 | 120,400 | - |
| 丁種類株式 | - | 75,418 | 75,418 | - |
| 戊種類株式 | - | 34,167 | 34,167 | - |
| 合計 | - | 404,985 | 404,985 | - |

(注)(変動事由の概要)

普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

| | |
|-------------------------|-------------|
| 種類株式の取得事由の発生に伴う交付による増加 | 404,985株 |
| 株式分割による増加 | 15,828,615株 |
| 公募による新株式の発行による増加 | 1,617,700株 |
| 有償第三者割当増資による増加 | 382,300株 |
| 新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加 | 511,820株 |

種類株式の減少は、当該株式の取得事由の発生に伴い取得した自己株式を消却したことによるものであります。

自己株式の増加・減少の内訳は、次のとおりであります。

| | |
|------------------------|----------|
| 種類株式の取得事由の発生に伴う取得による増加 | 404,985株 |
| 消却による減少 | 404,985株 |

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当連結会計年度末残高(千円) |
|------|---------------------|------------------|--------------------|-----------|-----------|----------|----------------|
| | | | 当連結会計年度期首 | 当連結会計年度増加 | 当連結会計年度減少 | 当連結会計年度末 | |
| 提出会社 | ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | 17,583 |
| | 合計 | - | - | - | - | - | 17,583 |

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 当連結会計年度 (自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日) |
|-----------|--|
| 現金及び預金勘定 | 5,727,354千円 |
| 現金及び現金同等物 | 5,727,354 |

2 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに株式会社クラブスを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と同社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

| | |
|-------------|-----------|
| 流動資産 | 227,590千円 |
| 固定資産 | 3,544 |
| のれん | 796,608 |
| 流動負債 | 27,544 |
| 株式の取得価額 | 1,000,200 |
| 現金及び現金同等物 | 213,888 |
| 差引：取得のための支出 | 786,311 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき必要な資金は第三者割当による株式の発行や銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は非上場株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日となっております。

借入金、運転資金として調達しております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、社内規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、適切に表示しております。敷金及び保証金については、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財政状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、営業債務や借入金について、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

当連結会計年度（平成29年11月30日）

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|----------------|--------------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 5,727,354 | 5,727,354 | - |
| (2) 売掛金 | 347,897 | | |
| 貸倒引当金(1) | 3,729 | | |
| | 344,167 | 344,167 | - |
| (3) 敷金及び保証金 | 267,495 | 267,495 | - |
| 資産計 | 6,339,017 | 6,339,017 | - |
| (1) 買掛金 | 87,071 | 87,071 | - |
| (2) 未払金 | 179,918 | 179,918 | - |
| (3) 未払費用 | 165,153 | 165,153 | - |
| (4) 未払法人税等 | 23,880 | 23,880 | - |
| (5) 長期借入金(2) | 1,965,000 | 1,960,233 | 4,766 |
| 負債計 | 2,421,023 | 2,416,256 | 4,766 |

(1) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

時価については、賃貸借契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。なお、「連結貸借対照表計上額」及び「時価」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 当連結会計年度 (平成29年11月30日) |
|-------|--------------------------|
| 非上場株式 | 98,052 |
| 長期借入金 | 300,000 |

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象としておりません。

長期借入金に含まれる「資本性ローン」は、会社の業績に基づいて返済条件が変動し、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、(5)長期借入金には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
当連結会計年度(平成29年11月30日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 5,727,354 | - | - | - |
| 売掛金 | 347,897 | - | - | - |
| 合計 | 6,075,252 | - | - | - |

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
当連結会計年度(平成29年11月30日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 310,000 | 310,000 | 310,000 | 610,000 | 700,000 | 25,000 |
| 合計 | 310,000 | 310,000 | 310,000 | 610,000 | 700,000 | 25,000 |

(有価証券関係)

当連結会計年度(平成29年11月30日)

その他有価証券

非上場株式(連結貸借対照表計上額98,052千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(退職給付関係)

当連結会計年度(自平成28年12月1日至平成29年11月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、選択型確定拠出制度(個々の従業員の意志による、確定拠出年金への拠出もしくは生涯設計手当として給与加算のいずれかを選択)を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、24,980千円であります。

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションに係る資産計上額及び科目名

該当事項はありません。

3. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 605千円

4. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 |
|------------------------|---|-----------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 4名 当社従業員 2名 | 当社取締役 4名 当社従業員 12名 社外協力者 4名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 360,000株 | 普通株式 594,000株 |
| 付与日 | 平成25年3月14日 | 平成26年2月8日 |
| 権利確定条件 | 「第4 提出会社の状況1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 同左 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 同左 |
| 権利行使期間 | 自 平成27年3月9日 至 平成34年12月28日 | 自 平成28年2月8日 至 平成36年2月7日 |

| | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 |
|---------------------|---|----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 1名 社外協力者 5名 | 当社取締役 4名 当社従業員 38名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 | 普通株式 9,000株 | 普通株式 700,000株 |
| 付与日 | 平成27年4月22日 | 平成27年4月30日 |
| 権利確定条件 | 「第4 提出会社の状況1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 同左 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 同左 |
| 権利行使期間 | 自 平成28年2月8日 至 平成36年2月7日 | 自 平成28年2月8日 至 平成36年2月7日 |

| | 第5回新株予約権 | 第6回新株予約権 |
|---------------------|---|-----------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社社外取締役 2名 当社社外監査役 3名 社外協力者 39名 | 当社取締役 4名 当社従業員 55名 社外協力者 1名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 | 普通株式 51,000株 | 普通株式 749,000株 |
| 付与日 | 平成28年3月23日 | 平成28年3月23日 |
| 権利確定条件 | 「第4 提出会社の状況1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 同左 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 同左 |
| 権利行使期間 | 自 平成30年3月17日 至 平成37年3月16日 | 自 平成29年3月17日 至 平成37年3月16日 |

| | 第7回新株予約権 | 第8回新株予約権 |
|---------------------|---|------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取引先 2名 | 当社取締役 6名 当社従業員 79名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 | 普通株式 201,840株 | 普通株式 342,000株 |
| 付与日 | 平成28年3月23日 | 平成29年3月15日 |
| 権利確定条件 | 「第4 提出会社の状況1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 同左 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 同左 |
| 権利行使期間 | 自 平成30年3月17日 至 平成37年3月16日 | 自 平成32年3月15日 至 平成38年3月14日 |

| | 第9回新株予約権 | 第10回新株予約権 |
|---------------------|---|------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社社外取締役 2名 当社社外監査役 3名 社外協力者 6名 | 当社社外取締役 1名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 | 普通株式 31,000株 | 普通株式 4,000株 |
| 付与日 | 平成29年3月15日 | 平成29年6月23日 |
| 権利確定条件 | 「第4 提出会社の状況1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 同左 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 同左 |
| 権利行使期間 | 自 平成32年3月15日 至 平成38年3月14日 | 自 平成32年6月23日 至 平成38年6月22日 |

(注)株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年11月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成29年6月24日付の株式分割（1株につき20株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|
| 権利確定前 (株) | | | | |
| 前連結会計年度末 | 280,000 | 508,000 | 9,000 | 684,000 |
| 付与 | - | - | - | - |
| 失効 | - | - | - | 18,000 |
| 権利確定 | 280,000 | 508,000 | 2,250 | 266,400 |
| 未確定残 | - | - | 6,750 | 399,600 |
| 権利確定後 (株) | | | | |
| 前連結会計年度末 | - | - | - | - |
| 権利確定 | 280,000 | 508,000 | 2,250 | 266,400 |
| 権利行使 | 240,000 | 90,000 | - | 122,200 |
| 失効 | - | - | - | - |
| 未行使残 | 40,000 | 418,000 | 2,250 | 144,200 |

| | 第5回新株予約権 | 第6回新株予約権 | 第7回新株予約権 | 第8回新株予約権 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|
| 権利確定前 (株) | | | | |
| 前連結会計年度末 | 48,000 | 724,000 | 201,840 | - |
| 付与 | - | - | - | 342,000 |
| 失効 | - | 25,600 | - | 5,000 |
| 権利確定 | - | 139,680 | - | - |
| 未確定残 | 48,000 | 558,720 | 201,840 | 337,000 |
| 権利確定後 (株) | | | | |
| 前連結会計年度末 | - | - | - | - |
| 権利確定 | - | 139,680 | - | - |
| 権利行使 | - | 59,620 | - | - |
| 失効 | - | - | - | - |
| 未行使残 | - | 80,060 | - | - |

| | 第9回新株予約権 | 第10回新株予約権 |
|--------------|----------|-----------|
| 権利確定前 (株) | | |
| 前連結会計年度末 | - | - |
| 付与 | 31,000 | 4,000 |
| 失効 | - | - |
| 権利確定 | - | - |
| 未確定残 | 31,000 | 4,000 |
| 権利確定後 (株) | | |
| 前連結会計年度末 | - | - |
| 権利確定 | - | - |
| 権利行使 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 未行使残 | - | - |

単価情報

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 |
|--------------------|----------|----------|----------|----------|
| 権利行使価格 (円) | 24 | 200 | 350 | 350 |
| 行使時平均株価 (円) | 3,022 | 3,032 | - | 3,034 |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | - | - | - | - |

| | 第5回新株予約権 | 第6回新株予約権 | 第7回新株予約権 | 第8回新株予約権 |
|--------------------|----------|----------|----------|----------|
| 権利行使価格 (円) | 550 | 550 | 1,500 | 750 |
| 行使時平均株価 (円) | - | 3,051 | - | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | - | - | - | - |

| | 第9回新株予約権 | 第10回新株予約権 |
|--------------------|----------|-----------|
| 権利行使価格 (円) | 750 | 750 |
| 行使時平均株価 (円) | - | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | - | - |

5. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は、付与日において未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格を用いております。

6. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しておりません。

7. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの経理行使日における本源的価値の合計額

| | |
|-----------------------------|-------------|
| 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 6,473,941千円 |
| 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 1,451,760千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 当連結会計年度 (平成29年11月30日) |
|----------|--------------------------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 4,495千円 |
| 未払事業所税 | 1,382 |
| 貸倒引当金 | 2,772 |
| 減価償却累計額 | 403,906 |
| 敷金及び保証金 | 3,264 |
| 繰越欠損金 | 699,774 |
| その他 | 89 |
| 繰延税金資産小計 | 1,115,684 |
| 評価性引当額 | 1,115,684 |
| 繰延税金資産合計 | - |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自平成28年12月1日至平成29年11月30日)

取得による企業結合

(1)企業結合の概要

ア 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社クラビス

事業の内容 クラウド記帳サービス『STREAMED(ストリームド)』の開発

イ 企業結合を行った主な理由

株式会社クラビスが提供する自動記帳ソフト『STREAMED』は、領収書や請求書など紙の証憑をスキャンするだけで1営業日以内に会計データに変換できる、経理の記帳業務の自動化に特化したクラウドソフトです。オペレーターによる入力作業とAIを組み合わせた独自のOCRソリューションによって、手書きの領収書でも99.9%正確にデータ化でき、国内の主要な会計ソフト形式でデータを出力できます。会計事務所での記帳代行だけでなく、個人事業主の確定申告や一般企業の経費精算の自動化など、幅広いシーンで活用されています。

本子会社化により、当社が提供する『MFクラウド』シリーズと『STREAMED』の連携を進め、会計事務所様や事業会社様の業務の劇的な効率化を目指してまいります。

ウ 企業結合日

平成29年11月16日(みなし取得日平成29年11月30日)

エ 企業結合の法的形式

株式取得

オ 結合後企業の名称

変更ありません。

カ 取得した議決権比率

100.0%

キ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したことによります。

(2)連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成29年11月30日をみなし取得日としており、当連結会計年度における連結損益計算書には、被取得企業の業績は含まれておりません。

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | | |
|-------|--------|-------------|
| 取得の対価 | 現金及び預金 | 1,000,200千円 |
| 取得原価 | | 1,000,200千円 |

(4)主要な取得関連費用の内容及び金額

| | |
|----------|---------|
| アドバイザー費用 | 2,320千円 |
|----------|---------|

(5)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

ア 発生したのれん

796,608千円

イ 発生原因

主として当社が提供する「MFクラウドシリーズ」と「STREAMED」の連携を進めることによって期待される超過収益力であります。

ウ 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(6)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

| | |
|------|-----------|
| 流動資産 | 227,590千円 |
| 固定資産 | 3,544 |
| 資産合計 | 231,135 |
| 流動負債 | 27,544 |
| 負債合計 | 27,544 |

(7)企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日)

当社グループは、プラットフォームサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

【関連情報】

当連結会計年度(自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | PFMサービス | MFクラウドサービス | その他 | 合計 |
|-----------|-----------|------------|-------|-----------|
| 外部顧客への売上高 | 1,383,573 | 1,507,513 | 8,462 | 2,899,548 |

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載していません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日)

(単位：千円)

| | プラットフォームサービス事業 | 計 | 全社・消去 | 連結財務諸表計上額 |
|-------|----------------|---------|-------|-----------|
| 当期償却額 | - | - | - | - |
| 当期末残高 | 796,608 | 796,608 | - | 796,608 |

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

当連結会計年度（自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（千円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合（％） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|----|------------|-----|--------------|-----------|-------------------|---------------|---------------|----------|----|----------|
| 役員 | 辻 庸介 | - | - | 当社代表取締役社長 | （被所有） 直接17.5 | ストック・オプションの行使 | ストック・オプションの行使 | 66,975 | - | - |

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

平成25年3月8日開催の取締役会、平成26年1月30日開催の取締役会、平成27年4月22日開催の取締役会及び平成28年3月16日開催の取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当連結会計年度におけるストック・オプションの行使による付与株式数に、払込金額を乗じた金額を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

当連結会計年度（自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 当連結会計年度 (自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日) |
|---------------------|--|
| 1株当たり純資産額 | 208.24円 |
| 1株当たり当期純損失金額() | 49.64円 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | -円 |

(注) 1. 当社は、平成29年6月24日付で株式1株につき20株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失金額()を算定しております。

2. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 当連結会計年度 (平成29年11月30日) |
|------------------------------------|--------------------------|
| 純資産の部の合計額(千円) | 4,011,742 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円) | 19,083 |
| (うち新株予約権(千円)) | (17,583) |
| (うち非支配株主持分(千円)) | (1,500) |
| 普通株式に係る期末の純資産額(千円) | 3,992,659 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株) | 19,173,520 |

4. 1株当たり当期純損失金額()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 当連結会計年度 (自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日) |
|---|--|
| 1株当たり当期純損失金額() | |
| 親会社株主に帰属する当期純損失金額() (千円) | 842,814 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失金額()(千円) | 842,814 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 16,978,175 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在 株式の概要 | - |

(重要な後発事象)

(新株予約権の発行)

平成30年1月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の役員及び従業員に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を公正価格にて有償で発行することを決議いたしました。

(1)ストック・オプションとしての新株予約権を発行する理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社及び当社子会社の役員及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

(2)新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 320,000株

(3)新株予約権の発行価格

本新株予約権1個当たりの発行価格は、14,873円とする。

(4)新株予約権の総数

3,200個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株)

(5)新株予約権の割当てを受ける者

当社及び当社子会社の役員及び従業員

(6)新株予約権の行使時の払込金額

1株当たり3,155円

(7)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

発行価格：1株につき3,307円73銭

資本組入額：1株につき1,651円87銭

(8)新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

1,057,193千円

(9)新株予約権を行使することができる期間

平成31年2月5日から平成37年2月4日まで

(10)新株予約権の割当日

平成30年2月5日

(11)新株予約権の行使の条件

- イ 新株予約権者は、平成30年11月期から平成32年11月期までの各事業年度における、監査済みの当社連結損益計算書の売上高が下記(a)乃至(c)に掲げる条件を満たした場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- (a)平成30年11月期売上高が4,350百万円以上の場合、行使可能割合33%
- (b)平成31年11月期売上高が6,500百万円以上の場合、行使可能割合33%
- (c)平成32年11月期売上高が10,000百万円以上の場合、行使可能割合34%
- ロ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の役員、従業員又は顧問であることを要する。但し、当社の取締役会において、正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。
- ハ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ニ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ホ 本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- ヘ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(資本準備金の額の減少及び剰余金の処分)

当社は、平成30年2月5日開催の取締役会において、平成30年2月26日開催の第6期定時株主総会に資本準備金の額の減少及び剰余金の処分に関する議案を付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

1. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

当社は、平成29年11月期末時点の単体決算において、784,437千円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。つきましては、この繰越利益剰余金の填補及び今後の資本政策の機動性を確保することを目的として、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行うものであります。

2. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の要領

(1)資本準備金の減少に関する事項

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金784,437千円を減少し、その同額をその他資本剰余金に振替えるものであります。

減少する資本準備金の額

資本準備金1,484,776千円のうち、784,437千円

なお、減少後の資本準備金の額は700,338千円となります。

資本準備金の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本準備金の額784,437千円的全額を、その他資本剰余金に振り替えることと致します。

(2)剰余金の処分に関する事項

会社法第452条の規定に基づき、上記(1)による振替後のその他資本剰余金784,437千円のうち、その全額を繰越利益剰余金へ振替え、欠損を補てんするものであります。

減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 784,437千円

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 784,437千円

3. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の日程

取締役会決議日 平成30年2月5日

株主総会決議日 平成30年2月26日

効力発生日 平成30年2月26日

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------------------------|---------------|---------------|-------------|-------------|
| 短期借入金 | - | - | - | - |
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 60,000 | 310,000 | 1.2 | - |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) | 540,000 | 1,955,000 | 1.0 | 平成31年～平成35年 |
| 合計 | 600,000 | 2,265,000 | - | - |

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

| | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 310,000 | 310,000 | 610,000 | 700,000 |

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

| (累計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 当連結会計年度 |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 売上高(千円) | 510,278 | 1,202,827 | 1,934,966 | 2,899,548 |
| 税金等調整前四半期(当期)純損失金額()(千円) | 563,801 | 679,453 | 735,563 | 833,709 |
| 親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失金額()(千円) | 565,739 | 683,328 | 741,377 | 842,814 |
| 1株当たり四半期(当期)純損失金額()(円) | 33.95 | 41.01 | 44.50 | 49.64 |

| (会計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|
| 1株当たり四半期純損失金額()(円) | 33.95 | 7.06 | 3.48 | 5.66 |

(注) 当社は、平成29年6月24日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純損失金額を算定しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成28年11月30日) | 当事業年度 (平成29年11月30日) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 2,683,041 | 4,929,093 |
| 売掛金 | 190,988 | 335,217 |
| 仕掛品 | - | 759 |
| 貯蔵品 | 4,887 | 6,654 |
| 前払費用 | 66,516 | 71,192 |
| 関係会社短期貸付金 | - | 50,000 |
| その他 | 3,334 | 61,070 |
| 貸倒引当金 | 886 | 3,704 |
| 流動資産合計 | 2,947,881 | 5,450,285 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 35,968 | 36,664 |
| 減価償却累計額 | 6,445 | 11,941 |
| 建物(純額) | 29,523 | 24,722 |
| 工具、器具及び備品 | 15,568 | 19,699 |
| 減価償却累計額 | 6,156 | 12,745 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 9,411 | 6,953 |
| 有形固定資産合計 | 38,934 | 31,675 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 4,214 | 3,332 |
| 無形固定資産合計 | 4,214 | 3,332 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 30,027 | 98,052 |
| 関係会社株式 | - | 1,561,020 |
| 敷金及び保証金 | 70,001 | 262,770 |
| その他 | 45 | 747 |
| 投資その他の資産合計 | 100,074 | 1,922,590 |
| 固定資産合計 | 143,224 | 1,957,598 |
| 資産合計 | 3,091,105 | 7,407,884 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成28年11月30日) | 当事業年度 (平成29年11月30日) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 32,889 | 79,184 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 60,000 | 310,000 |
| 未払金 | 111,728 | 154,972 |
| 未払費用 | 113,154 | 164,555 |
| 未払法人税等 | 9,857 | 22,897 |
| 未払消費税等 | 13,637 | 57,140 |
| 預り金 | 8,615 | 15,224 |
| 前受収益 | 314,380 | 580,089 |
| その他 | - | 199 |
| 流動負債合計 | 664,262 | 1,384,265 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 540,000 | 1,955,000 |
| 固定負債合計 | 540,000 | 1,955,000 |
| 負債合計 | 1,204,262 | 3,339,265 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,290,990 | 3,350,697 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 463,904 | 1,484,776 |
| 資本剰余金合計 | 463,904 | 1,484,776 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 888,972 | 784,437 |
| 利益剰余金合計 | 888,972 | 784,437 |
| 株主資本合計 | 1,865,921 | 4,051,036 |
| 新株予約権 | 20,920 | 17,583 |
| 純資産合計 | 1,886,842 | 4,068,619 |
| 負債純資産合計 | 3,091,105 | 7,407,884 |

【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日) | 当事業年度 (自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日) |
|--------------|--|--|
| 売上高 | 1,154,178 | 1,289,472 |
| 売上原価 | 733,658 | 936,367 |
| 売上総利益 | 808,519 | 1,963,104 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,216,850,57 | 1,227,03,511 |
| 営業損失() | 876,538 | 740,407 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 202 | 140 |
| 受取報奨金 | 277 | - |
| その他 | 1,148 | 1,311 |
| 営業外収益合計 | 628 | 452 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 2,923 | 11,010 |
| 株式交付費 | 3,589 | 11,045 |
| 上場関連費用 | - | 13,657 |
| その他 | 170 | 523 |
| 営業外費用合計 | 6,683 | 36,237 |
| 経常損失() | 882,592 | 776,191 |
| 特別利益 | | |
| 新株予約権戻入益 | 565 | 605 |
| 特別利益合計 | 565 | 605 |
| 特別損失 | | |
| 事務所移転費用 | 360 | - |
| 特別損失合計 | 360 | - |
| 税引前当期純損失() | 882,387 | 775,586 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 6,585 | 8,851 |
| 当期純損失() | 888,972 | 784,437 |

【売上原価明細書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日) | | 当事業年度 (自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日) | |
|-----------|----------|--|------------|--|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| 労務費 | | 383,185 | 52.5 | 436,105 | 46.5 |
| 経費 | | 346,277 | 47.5 | 501,022 | 53.5 |
| 当期総製造費用 | | 729,463 | 100.0 | 937,127 | 100.0 |
| 期首仕掛品たな卸高 | | 4,195 | | - | |
| 合計 | | 733,658 | | 937,127 | |
| 期末仕掛品たな卸高 | | - | | 759 | |
| 当期売上原価 | | 733,658 | | 936,367 | |

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日) | | 当事業年度 (自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日) | |
|-----------|--|------------|--|------------|
| | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| 外注費(千円) | 112,694 | | 145,643 | |
| 支払手数料(千円) | 116,262 | | 189,633 | |
| 通信費(千円) | 69,530 | | 106,688 | |

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | 株主資本 合計 |
|-------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金合 計 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金合 計 | |
| 当期首残高 | 1,880,986 | 1,860,986 | - | 1,860,986 | 1,807,085 | 1,807,085 | 1,934,886 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | 410,004 | 410,004 | | 410,004 | | | 820,008 |
| 資本準備金の取崩 | | 1,807,085 | 1,807,085 | - | | | - |
| 欠損填補 | | | 1,807,085 | 1,807,085 | 1,807,085 | 1,807,085 | - |
| 当期純損失（ ） | | | | | 888,972 | 888,972 | 888,972 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | 410,004 | 1,397,081 | - | 1,397,081 | 918,112 | 918,112 | 68,964 |
| 当期末残高 | 2,290,990 | 463,904 | - | 463,904 | 888,972 | 888,972 | 1,865,921 |

| | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|--------|-----------|
| 当期首残高 | 11,515 | 1,946,401 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | | 820,008 |
| 資本準備金の取崩 | | - |
| 欠損填補 | | - |
| 当期純損失（ ） | | 888,972 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 9,405 | 9,405 |
| 当期変動額合計 | 9,405 | 59,559 |
| 当期末残高 | 20,920 | 1,886,842 |

当事業年度（自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 株主資本 合計 |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金合 計 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金合 計 | |
| 当期首残高 | 2,290,990 | 463,904 | - | 463,904 | 888,972 | 888,972 | 1,865,921 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | 1,433,750 | 1,433,749 | | 1,433,749 | | | 2,867,500 |
| 新株の発行（新株予 約権の行使） | 51,026 | 51,026 | | 51,026 | | | 102,052 |
| 減資 | 425,068 | 425,068 | | 425,068 | | | - |
| 資本準備金の取崩 | | 888,972 | 888,972 | - | | | - |
| 欠損填補 | | | 888,972 | 888,972 | 888,972 | 888,972 | - |
| 当期純損失（ ） | | | | | 784,437 | 784,437 | 784,437 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | 1,059,707 | 1,020,871 | - | 1,020,871 | 104,535 | 104,535 | 2,185,114 |
| 当期末残高 | 3,350,697 | 1,484,776 | - | 1,484,776 | 784,437 | 784,437 | 4,051,036 |

| | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|--------|-----------|
| 当期首残高 | 20,920 | 1,886,842 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | | 2,867,500 |
| 新株の発行（新株予 約権の行使） | | 102,052 |
| 減資 | | - |
| 資本準備金の取崩 | | - |
| 欠損填補 | | - |
| 当期純損失（ ） | | 784,437 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 3,337 | 3,337 |
| 当期変動額合計 | 3,337 | 2,181,777 |
| 当期末残高 | 17,583 | 4,068,619 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～8年

工具、器具及び備品 4～10年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

| | 前事業年度 (平成28年11月30日) | 当事業年度 (平成29年11月30日) |
|--------|------------------------|------------------------|
| 短期金銭債権 | - 千円 | 48,755千円 |
| 短期金銭債務 | - | 353 |

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

| | 前事業年度 (自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日) | 当事業年度 (自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日) |
|-----------------|--|--|
| 営業取引による取引高 | | |
| 売上高 | - 千円 | 1,014千円 |
| 販売費及び一般管理費 | - | 127 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | - | 121 |

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度59.9%、当事業年度48.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度40.1%、当事業年度51.5%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日) | 当事業年度 (自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日) |
|----------|--|--|
| 広告宣伝費 | 588,606千円 | 836,320千円 |
| 給料及び手当 | 506,005 | 850,138 |
| 減価償却費 | 5,380 | 10,991 |
| 貸倒引当金繰入額 | 886 | 3,704 |

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,561,020千円、関連会社株式 - 千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式 - 千円、関連会社株式 - 千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (平成28年11月30日) | 当事業年度 (平成29年11月30日) |
|----------|------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 未払事業税 | 1,454千円 | 4,301千円 |
| 未払事業所税 | 983 | 1,382 |
| 貸倒引当金 | 524 | 2,764 |
| 減価償却累計額 | 308,492 | 381,761 |
| 敷金及び保証金 | 1,490 | 3,064 |
| 繰越欠損金 | 506,345 | 659,300 |
| 繰延税金資産小計 | 819,290 | 1,052,574 |
| 評価性引当額 | 819,290 | 1,052,574 |
| 繰延税金資産合計 | - | - |

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため記載を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表の「注記事項」(重要な後発事象) に同一の内容を記載しているため、注記を省略して
おります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 減価償却累計額 |
|-----------|--------|-------|-------|--------|--------|---------|
| 有形固定資産 | | | | | | |
| 建物 | 29,523 | 695 | - | 5,496 | 24,722 | 11,941 |
| 工具、器具及び備品 | 9,411 | 6,684 | - | 9,142 | 6,953 | 12,745 |
| 有形固定資産計 | 38,934 | 7,379 | - | 14,638 | 31,675 | 24,687 |
| 無形固定資産 | | | | | | |
| ソフトウェア | 4,214 | - | - | 881 | 3,332 | 1,075 |
| 無形固定資産計 | 4,214 | - | - | 881 | 3,332 | 1,075 |

【引当金明細表】

(単位：千円)

| 区分 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 貸倒引当金 | 886 | 3,704 | 886 | 3,704 |

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|------------|---|
| 事業年度 | 毎年12月1日より翌年11月30日まで |
| 定時株主総会 | 毎事業年度終了後3ヶ月以内 |
| 基準日 | 毎年11月30日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 11月30日 5月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 取次所 | - |
| 買取手数料 | 株主の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額 |
| 公告掲載方法 | 電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 公告掲載URL https://corp.moneyforward.com/ir/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書及びその添付書類
平成29年8月10日関東財務局長に提出
- (2) 有価証券届出書及びその添付書類
平成29年8月10日関東財務局長に提出
- (3) 有価証券届出書及びその添付書類
平成29年8月10日関東財務局長に提出
- (4) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度(第5期)(自平成27年12月1日至平成28年11月30日)平成29年8月10日関東財務局長に提出
- (5) 半期報告書
事業年度(第5期中)(自平成27年12月1日至平成28年5月31日)平成29年8月10日関東財務局長に提出
- (6) 四半期報告書
第6期第1四半期(自平成28年12月1日至平成29年2月28日)平成29年8月10日関東財務局長に提出
第6期第2四半期(自平成29年3月1日至平成29年5月31日)平成29年8月10日関東財務局長に提出
第6期第3四半期(自平成29年6月1日至平成29年8月31日)平成29年10月13日関東財務局長に提出
- (7) 有価証券届出書及びその添付書類
有償一般募集による株式売出し(ブックビルディング方式による売出し)平成29年8月25日関東財務局長に提出
- (8) 有価証券届出書及びその添付書類
平成29年8月25日関東財務局長に提出
- (9) 有価証券届出書の訂正届出書
平成29年9月12日関東財務局長に提出
平成29年8月10日及び平成29年8月25日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
平成29年9月21日関東財務局長に提出
平成29年8月25日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (10) 臨時報告書
平成29年11月6日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2(子会社取得の決定)に基づく臨時報告書であります。
平成29年11月29日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。
平成30年1月19日菅藤財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。
- (11) 有価証券報告書の訂正報告書
平成29年9月12日関東財務局長に提出
平成29年8月10日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(12) 臨時報告書の訂正報告書

平成30年2月6日関東財務局長に提出

平成30年1月19日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年2月26日

株式会社マネーフォワード

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 淡島 國和 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マネーフォワードの平成28年12月1日から平成29年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マネーフォワード及び連結子会社の平成29年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年2月26日

株式会社マネーフォワード

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 淡島 國和 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マネーフォワードの平成28年12月1日から平成29年11月30日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マネーフォワードの平成29年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。